

刑事施設の運營業務（島根あさひ社会復帰促進センター運營業）

要求水準書

—目次—

第1編	総則	1
第2編	概要	1
第1	運営理念	1
第2	収容対象	2
第3	体制	2
第4	職員の在り方	4
第5	運営業務の準備	4
第3編	業務別要求水準	5
第1	総括マネジメント業務	5
第2	施設維持管理業務	7
第3	総務業務	19
第4	収容関連サービス業務	25
第5	警備業務	32
第6	作業業務	38
第7	教育業務	43
第8	医療業務	47
第9	分類業務	51

第1編 総則

島根あさひ社会復帰促進センター運営事業に係る業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、法務省（以下「国」という。）が島根あさひ社会復帰促進センター（以下「島根あさひセンター」という。）運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集・選定するに当たり、入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業に関して、業務の内容及び国が要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、国は要求水準書の内容を、提案評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとしている。

入札参加者は、要求水準書に示されているサービス水準を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとするが、その際には「入札説明書」及び参考資料等において示された諸条件を必ず遵守し、その他の内容についても十分留意して提案を作成するものとする。

第2編 概要

第1 運営理念

島根あさひセンターは、平成20年、美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）に続く我が国で2施設目の官民協働刑務所として運営を開始し、約18年の運営期間の中で、「官民協働の運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」を基本理念として、民間のノウハウやネットワーク等を活用し、種々の先駆的な取組を実施してきた。この間の状況を見ると、地域や関係機関・団体と連携した再犯防止施策の一層の推進や、拘禁刑創設に伴う個々の受刑者の特性に応じた柔軟かつ多様な処遇の実施の要請の高まりなど、刑事施設に求められる役割は変化している。また、地域においては、人口減少、過疎化、高齢化といった地域課題の解決のため、地域リソースや特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるような取組への要請、民間企業においては、SDGsやESG投資等を背景に、社会課題の解決など、従来の収益性だけでなく企業価値の向上に資する取組への要請が高まっている。

このような背景の中で、浜田市・島根県立大学・島根あさひセンターの三者で、産業振興や再犯防止に向けた連携協定（以下「連携協定」という。）を結ぶとともに、受刑者が製造したパンを地元浜田市の小中学校に提供することで、学校給食のパン給与を実現したり、受刑者が島根あさひセンター内で楮栽培を行うことで、地元の伝統工芸品である石州和紙の生産基盤の強化に寄与したりする取組を通じて、再犯防止に資するのみならず、地域振興策への貢献、地域住民の関心・理解の促進等を図ってきた。そこで本事業では、これまでの事業の運営理念である「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」をさらに発展させ、「再犯防止×地域課題解決」というコンセプトを掲げ、

島根あさひセンターの人的・物的資源を活用し、矯正処遇を通じて受刑者が社会課題解決や新規産業の創出などの地域振興につながる取組に関与することで、受刑者に社会とのつながりを感じさせるとともに、地域ぐるみの再犯防止活動の一層の充実を目指すこととする。

また、連携協定に基づき、環境保全などSDGsにも配慮して産業振興や再犯防止に向けた取組を引き続き実施するとともに、地域と連携した矯正処遇に併せて、地域の方と交流する機会を設けたり、地域の情報を発信したりするなど、矯正処遇だけでなく本事業全体を通じて、民間事業者が持つ専門性を生かした「地域との共生」の実現を目指すこととする。

第2 収容対象

本事業において収容又は留置の対象となる者は、未決拘禁者、労役場留置者、男子受刑者及び審査中の女子受刑者2,000名（以下、これらを総称して「被収容者」という。）とするが、そのうちの一部については、次の者を収容する。

- (1) 高齢等により自立生活が困難な受刑者（認知症や身体障害を含む。）
- (2) 精神障害若しくは知的障害を有する受刑者、又はこれらに準ずる受刑者で、その特性に応じた処遇が求められる者

(1) 及び(2)の区分ごとに、それぞれの特性に応じた処遇を行うユニット（以下「特化ユニット」という。）を設けるとともに、未決拘禁者(審査中の受刑者を含む。)及び労役場留置者を収容するユニットを設ける。

また、国は、島根あさひセンターの収容定員及び収容対象を変更しようとするときは、あらかじめ民間事業者と協議を行うことができる。

第3 体制

1 実施体制

本事業は、業務分野が非常に幅広いことから、業務領域が不明確な業務にも迅速に対応する必要があるほか、再犯防止に資する矯正処遇は、入所から出所まで隔たりなくシームレスに行う必要があることから、民間事業者の職員で本事業に係る業務に従事する者（以下「従事職員」という。）が各々他の業務も臨機に遂行できるなど、業務の補完性が高く、事業期間にわたり安定的かつ円滑に施設運営ができる体制とする。

2 総括業務責任者及び業務責任者

- (1) 民間事業者は、本事業を総合的に把握し調整を行う「総括業務責任者」を配置し、次の職務を行わせる。

なお、代表企業以外のグループ企業から総括業務責任者を配置する場合は、あらかじめ国の承認を得ること。

- ① 本事業の実施に係る管理・統括
- ② 業務遂行に関して民間事業者に対する指導・監督

- ③ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整
- (2) 民間事業者は、業務の区分ごとに、各業務を総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を配置し、次の職務を行わせる。
 - ① 各業務区分の実施に係る管理・統括
 - ② 各業務区分に係る業務に従事する従事職員に対する指導・監督
 - ③ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整

3 従事職員

従事職員は、本事業の基本的理念や期待される役割を十分に理解しつつ、当該業務を的確かつ確実に行うに足りる十分な知識・技能を有する者でなければならない。

4 職員名簿の提出及び承認

従事職員のうち、施設に立ち入って業務に従事する者（以下「施設従事職員」という。）は、事前に名簿を提出し、島根あさひ社会復帰促進センター長（以下「島根あさひセンター長」という。）の承認を受けなければならない。

なお、名簿には、当該職員の住所、氏名、生年月日等を記載し、住民票の写し、写真、健康診断書及び有資格者にあつては、当該資格を証する書面の写しを添付しなければならない（ただし、臨時に立ち入る場合はこの限りでない。）。

5 資格の保有

従事職員は、法令上、本事業の各業務に必要な資格がある場合は、当該資格を保有し、又は有資格者を用意しなければならない。

なお、施設従事職員のうち警備業務に従事する者は、施設警備（警備業法（昭和47年法律117号）第2条第5項に規定する「機械警備業務」並びに警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第1号及び第2号に規定する「空港保安警備業務」及び「施設警備業務」をいう。）の実務経験1年以上の者でなければならない。

ただし、2名以上一組で業務を実施する場合にあつては、そのうち1名は必要な資格を有していないもの（警備員として従事する者に限る。）でも差し支えないものとする。

業務の内容	必要な資格
領置物品等検査	施設警備の実務経験1年以上
庁舎警備	施設警備の実務経験1年以上
構内外巡回警備	施設警備の実務経験1年以上
総合監視室監視	施設警備の実務経験1年以上
宿日直	施設警備の実務経験1年以上

6 制服等の着用及び身分証明書等の携帯

施設従事職員には、各業務に従事するにふさわしく、かつ、国の職員と明らかに区別できる制服等を着用させ、各人に識別票を付けさせるとともに、従事職員であることが確認できる身分証明書等を携帯しなければならない。

なお、施設従事職員の制服については、少なくとも警備業務に従事する者は同一の制服を着用するものとする。

7 免許証等の携帯

資格を要する業務で免許証等の携帯が義務付けられている業務に施設従事職員が従事する場合には、必ず免許証等を携帯しなければならない。

第4 職員の在り方

従事職員による業務の遂行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 民間事業者は、本業務に関する契約書及び指示事項等について十分従事職員に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。
- 2 従事職員は、業務上知り得た秘密について第三者に漏らしてはならないこと。
- 3 従事職員は、業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならないこと。
- 4 従事職員は関係法令、通達及び指示事項等を遵守し、誠実に業務を履行しなければならないこと。
- 5 従事職員の責任において生じた施設等の損害については、民間事業者が賠償するものとする。

第5 運營業務の準備

- 1 民間事業者は、国の職員に対し、運営開始予定日までに民間事業者が実施する事業内容並びに整備する設備及び備品の取扱いを十分に説明するとともに、維持管理業務を遂行するに必要な島根あさひセンターの設備を把握しなければならない。
- 2 民間事業者は、情報システムを管理又は操作する従事職員に対し、運営開始予定日までにシステムの管理又は運営に必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワークに関する基礎知識、操作方法並びに障害及び情報セキュリティインシデント発生時の一次対応等について十分な教育及び訓練を行わなければならない。
- 3 民間事業者は、従事職員を、運営開始予定日までに必要に応じて国が実施する各種研修及び訓練に参加させなければならない。
- 4 民間事業者は、前項の各種研修及び訓練について、国に必要な協力をしなければならない。

第3編 業務別要求水準

本事業では、業務の適正な実施を確保するため、個別の業務ごとに島根あさひセンター長が運用基準を定める予定であり、民間事業者は、当該基準に従って業務を遂行する。

なお、運用基準は、事業契約及び本要求水準に基づき、島根あさひセンター長と民間事業者が協議の上、策定する。

※ 官民間の業務分担の概要については、別添「従来の実施状況に関する情報の開示」の別紙（1）業務分担表を参照すること。

なお、要求水準の詳細については、本書を確認すること。

第1 総括マネジメント業務

包括委託及び長期契約といった本事業の特徴を踏まえ、今後の矯正施設に求められる社会のニーズや変化への対応に留意しながら、総括マネジメント業務を行うものとする。

1 業務内容

- ・民間事業者は、総括マネジメント業務を適切に実施することにより、国と本事業の運営理念を共有し、事業契約に定められた全ての業務を、自ら又は国からの承諾を得た適切な企業等に委託し、本要求水準にのっとり責任と誠意を持って実施する。
- ・本事業の基盤である「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」の実現に国が専念できる環境を作る。
- ・本事業の実施に関して、国が民間事業者に対して求める事項を適切に把握し迅速に対応できる体制と仕組みを構築し、業務を実施する企業等を取りまとめ、円滑に事業を実施する。

2 要求水準

（1）事業実施計画の作成

- ・国と本事業の目的・理念を共有した上で、民間事業者としての運営理念、経営方針等を策定し、民間事業者及び従事職員と共有する。
- ・時代の変化に応じた良質な業務水準を確保し、かつ、改善・向上を継続的に図るための手段として、PDCAの考え方にに基づき、業務改善プロセスの仕組みである「マネジメントシステム(マネジメント体制及び業務遂行システム)」を構築し、運用する。

（2）事業内容の見直し

- ・技術の進展や社会情勢の変化、刑事政策の動向、効果の検証、運営業務の実施状況など、運営開始後の諸条件の変化に応じて、事業期間中、1回以上、国との協議の上、各業務の事業内容の見直しを行う。見直しに当たっては、試行期間を設けることができる。新たな取組を事業内容として導入する際には、国と協議の上、既存の取組を縮小・廃止等することができる。
- ・特に、再犯防止や地方創生等の社会課題解決に資する新たな取組においては、社

会情勢の変化に応じたものとするため、要求水準書「第3編業務別要求水準」を踏まえ、再犯防止に関心を持つ企業・団体等との連携により試行期間を設けて、事業期間中、少なくとも1回実施する。試行結果の効果検証を踏まえ、新たな取組を事業内容として導入する際には、国と協議の上、既存の取組を縮小・廃止等することができる。

(3) 運営体制の構築等

- ・運営開始日の30日前までに適切な運営体制を構築し、必要資料を作成・提出する。

なお、初回の提出以降は変更の都度、提出する。

- ・毎年の業務報告書に対する国からのフィードバックの結果を業務年間計画書に反映させるとともに、対応策を検討する。
- ・災害時等の緊急時においても、業務を適切に統括し、必要な対応を行うとともに、そのために必要な緊急時マニュアルを整備する。

(4) 運営開始準備業務

- ・運営開始日当日から円滑な島根あさひセンター運営が開始でき、混乱することなく業務が提供できるよう、運営開始準備業務の総括管理を行う。特に、令和8年1月から3月にかけて、各業務に必要な設備・機器の搬入・設置手続に関する業務の総括管理を行う。ただし、位置情報把握システムなどの警備システム及び面会室予約システムなどの情報システムについては、運営開始から1年以内で国との間で合意した日までに、民間事業者の負担において、既存の設備・機器を撤去し、新たに必要な設備・機器の搬入・設置を行うものとする。

なお、新たな警備システム及び情報システムの搬入・設置までの間については、既存の警備システム及び情報システムを用いるものとする。

- ・「再犯防止×地域課題解決」に資する取組を実施するため、協力企業(本事業に係る業務を代表企業又はグループ企業から受託する事業者をいう。以下同じ。)等のほか、地域や地元自治体との連携協力体制を構築すること。
- ・各業務が要求水準等に基づき適切に実施されるよう、業務全体の総括業務を行う。
- ・各業務の一元管理を行うとともに、情報の共有化及び適切な調整を図り、最適化する。
- ・365日24時間いつでも国との連絡調整が行える体制を構築する。
- ・本事業の実施に関して、グループ企業及び協力企業等に対し、適切かつ迅速な指導を行うことにより、業務を通じて予見される利益相反、コンプライアンスなどを含む民間事業者内部の監査的役割を果たす。
- ・総括業務責任者は、国との協議に当たり、迅速な意思決定が可能となるために必要な権限を有するとともに、民間事業者内の意思決定プロセスを国に明示する。
- ・国との間で合意した事項については、迅速かつ確実に業務を実施する。
- ・災害や緊急事態等への対応訓練を実施するとともに、発生時には、国と協力して臨機応変に対応する。

(5) 教育・研修

- ・従事職員が退職又は異動する場合には、後任者に対し円滑かつ十分な引継ぎを行わせ、業務の円滑な遂行に支障を生じさせない。
 - ・矯正施設で勤務する者として十分な知識・技能を習得できるような教育・研修を実施し、資質の向上に努める。
 - ・島根あさひセンターは被収容者を収容する施設であり、その特殊性及び個人情報保護等についての理解が不可欠であることから、従事職員を新たに採用した場合には上記に係る研修を必ず実施する。
- なお、研修の内容については国と協議すること。

(6) セルフモニタリング

- ・モニタリングの中立性が担保される仕組みを導入してモニタリング体制を構築の上、計画を策定する。
- ・集約された情報を吸い上げて、業務の円滑さ、コストの削減及びサービスの向上につなげる仕組みを講じる。
- ・モニタリングの結果を報告書として取りまとめ、定められる日までに提出する。
- ・業務上発生した問題については、速やかに国に報告する。また、改善計画を作成し、再発防止に努めるとともに、業務を受託した企業及び従事職員に対して指導を行う。

(7) その他

- ・他事業における経験、実績を踏まえて、必要に応じて他の公サ法事業に係る情報提供を行う。
- ・地域の方との交流行事の実施や情報発信など、矯正処遇だけでなく本事業全体を通じて、代表企業、グループ企業及び協力企業それぞれが持つ専門性を生かし、地域課題の解決や地域の活性化に資するような運営ができるよう、民間事業者内の調整及び業務横断的な取組の企画・調整を行う。

第2 施設維持管理業務

本業務は、島根あさひセンターの性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持することにより、職員及び利用者の利便性・快適性の維持に努め、施設を適切に管理することを目的とする。

なお、本業務は、島根あさひセンターの全敷地を対象とする。

1 基本方針

(1) 執務環境・処遇環境の確保

民間事業者は、職員の執務環境、被収容者の生活及び作業等の良好な環境を確保する。

(2) 執務効率の確保

民間事業者は、維持管理業務の特性に応じた作業時間帯を設定する等により、施設維持管理業務に従事する職員の作業が執務の遂行に支障とならないよう業務を実施する。

(3) 安全性の確保

民間事業者は、維持管理業務を実施するに当たり、適切な危険防止措置等により、職員、被収容者及び来訪者の安全を確保する。

(4) 経済性の確保

民間事業者は、光熱水費の縮減、修繕費の縮減等、経済性に配慮して、業務を実施する。

(5) 環境負荷の低減

民間事業者は、省エネルギー、省資源を考慮した適切な維持管理を行い、地球環境の保全及び環境負荷の低減を図る。

2 業務内容

民間事業者は、関係法令で定める全ての点検、検査、測定、記録等を含め、以下の業務を行う。また、施設管理者が関係法令に基づき行うことになっている点検、検査、測定、記録及びこれらに必要な一切の資料作成と必要な関係機関への届出を行う。保安区域のうち一般立入りが規制される場所での業務遂行は、業務内容について事前に国の承諾又は指示を受けるものとする。

要求水準書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書令和5年版」(令和5年国土交通省国営保第27号)又はその改定版の規定に従うものとする。

(1) 建築物保守管理業務

施設の経年劣化を最小限に抑え、施設の性能を維持させることを目的とした建物各部保守管理

(2) 建築設備運転監視業務

建築設備の各機器を効率的に稼働させるため、その状態の監視及び制御を適切に行うとともに日常的な点検保守を行う建築設備運転監視

(3) 修繕業務

刑務所の特性を踏まえ、要求水準を常に満たすよう、建築物及び建築設備の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させる。

3 業務提供時間帯

職員の執務等に支障がないよう、業務ごとに業務提供時間帯を設定する。

なお、設定に当たり事前に国と協議する。業務遂行上やむを得ない事情等により、国からの要請があった場合は、設定した業務提供時間帯以外での業務遂行にも対応する。

4 業務の進め方

(1) 業務計画

業務計画書の作成・提出

民間事業者は業務実施に当たり、事前に国と協議の上、業務計画書を作成し、国に提出する。

なお、次の場合は国に確認の上、業務計画書を修正し、再度提出する。

- ・ 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- ・ 国により業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

業務計画書の構成、提出時期及び記載項目は以下のとおりとする。

項目	提出時期	記載内容
基本計画	事業開始時	1) 業務実施体制 2) 業務管理体制 3) 環境負荷減への取組 4) 非常時・災害時の体制、訓練及び対応 5) 想定外の事態が発生した場合の対応 6) その他業務計画上必要な事項
実施計画	業務開始時	1) 各業務の責任者及び必要な有資格者の経歴・資格等 2) 業務提供内容及び実施方法等 3) 業務報告の内容及び時期 4) 苦情等への対応 5) その他業務計画上必要な事項
年度実施計画	各年度当初	1) 業務日程及び業務提供時間帯 2) 業務提供内容及び実施方法の詳細等 3) その他年度ごとの業務実施計画上必要な事項

(2) 業務の実施

民間事業者は、業務計画書に基づき業務を実施する。

なお、業務実施に当たり、次のことに対応する。

ア 苦情等への対応

民間事業者は、職員、来訪者等から寄せられた維持管理に関する苦情等に対し、再発の防止処置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに国に報告する。

イ 降雪への対応

降雪時には、円滑な車両運行及び転倒等の防止のため国と協力して除雪を行う。

ウ 想定外の事態への対応

想定外の事態が発生した場合、又は発生が予測された場合には、国と協議の上対応する。

なお、緊急を要する場合は、迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに国に報告する。

エ 光熱水費

- ・民間事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水の使用を無償とするが、省エネルギー化及びライフサイクルコスト削減の観点から、光熱水費の削減に対応する。
- ・エネルギーの使用について、目標使用料、設備運転管理方針、使用量の計測等業務監視の方法等について定める「エネルギー管理計画書」を作成し、島根あさひセンター長の承諾を受けること。
- ・国と協議の上で、給食業務及び衣類・寝具の提供業務に係る電気、熱量等及び水の使用量に係るエネルギーのベンチマークを決定し、モニタリングにおいて、その達成状況を評価する（エネルギー管理計画書は島根あさひセンター全体を対象とするが、モニタリングに係るベンチマーク案の作成は給食業務及び衣類・寝具の提供業務を対象とする。）。
なお、ベンチマークについては、事業期間中1年ごとに、合理的な理由があった場合は、それまでの各エネルギー使用量の実績等を踏まえた上で、国と事業者が協議の上、変更することができるものとする。
- ・四半期ごとに、エネルギー管理計画書に従い、エネルギー計測結果を取りまとめること。
- ・毎年、施設設備等のハード面及び効率運用等のソフト面から、島根あさひセンターのエネルギー使用量削減に資する提案を行うこと。
- ・エネルギー計測結果を基に国と協議の上、提案内容の修正を行い、エネルギー使用量の削減を含めたエネルギー管理計画書を更新すること。

オ 職員宿舎の維持管理

民間事業者は常に職員宿舎の状況を把握し、国及び居住者との連絡を密にしてその維持及び管理の適正化を図るものとする。

なお、職員宿舎の管理事務業務の詳細は国と協議の上定めるものとするが、民間事業者・被貸与者間の原状回復等の費用負担については、原則として「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」（平成28年財務省財理第3928号）の例によるものとする。

カ 地域交流エリアにある建物の維持管理

地域交流エリアにあるビジターセンターほか2つの建物については、国有財産の使用許可又は貸付により国以外の者が占有している場合であっても、施設維持管理業務の対象とする。

なお、ビジターセンターについては貸出簿による貸出し、ビジターセンター以外の2つの建物については昭和33年1月7日付け蔵管第1号に基づく使用許可等を想定している。

キ 防災管理及び防火管理上必要な業務

民間事業者は、国と協力して、以下の防災及び防火上必要な業務を行うものとする。

- ① 防災管理者及び防火管理者の選任

- ② 当該防火対象物についての消防計画の作成
- ③ 消防計画に基づく防災、消火、通報及び被収容者も含めた避難の訓練の実施
- ④ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- ⑤ 火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ⑥ その他防災及び防火上必要な業務

(3) 業務報告

ア 業務報告書の作成・提出

民間事業者は、月ごとに業務報告書を作成し、国に提出する。

業務報告書には以下の資料を添付する。

- ① 業務日誌
- ② 各種保守・点検記録
- ③ 打合せ議事録
- ④ 苦情等及びその対応結果
- ⑤ その他業績監視上必要な資料

イ 省エネルギーに関わる業務報告

民間事業者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）に基づくエネルギー管理指定工場の指定の有無にかかわらず、省エネルギーに関わる業務報告として、年度ごとに次の資料を作成し、国に提出する。

- ① 省エネルギー法第16条に規定されたエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況
- ② 年間の光熱水費及びその使用エネルギー等の分析・評価資料
- ③ 維持管理運営における省エネルギー手法の提案（電力などのエネルギー調達）方法についての提案を含む。）

ウ その他の業務報告

業務の遂行に支障を来すような重大な事態が発生した場合は、直ちに国に報告する。また、業務遂行上必要なものとして国から要請があった場合は、速やかに報告を行う。

エ 図面の更新等

修繕により建築又は設備の関係図面に変更が生じた場合は、CADにて図面の更新を行い、国に提出する。

また、国有財産を管理する国のシステムに、必要事項を入力する。

(4) 事業終了時における維持管理に関する説明

民間事業者は事業終了時に、国に対し、上記（1）から（3）までに掲げる資料を

基に、維持管理に関する説明を行う。

5 業務詳細

(1) 建築物保守管理業務

ア 業務概要

建築物保守管理業務は、関係法令に基づく点検・検査・測定・記録等の業務を含め、建築物の性能を維持し、耐久性を確保することを目的に、定期にその機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を点検するとともに、必要な保守を行う。

イ 要求水準

民間事業者は、定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守を施す。

なお、修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。

各部位の維持すべき性能は次のとおり。

(ア) 建物の点検保守

部位	性能
1 構造体	定期的に行われる外装、内装、外構等の点検により、構造体に影響を及ぼすような異常を発見した場合は、構造体の調査・診断を行い、その結果を踏まえ修繕を行い、耐震性・耐火性・耐風性を確保した状態を維持する。
2 屋根及びとい	建物内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のさび、侵食等の劣化には保守・修繕を行う。 屋根に付帯する手すり・タラップ、安全又は点検等のために設置された部材は、安全な利用に支障を及ぼすおそれがある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩みのない状態を維持する。
3 外装：天井	水平かつ平坦な状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等には保守・修繕を行う。 点検口は、落下のおそれがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
4 外装：壁	(エキスパンションジョイント金物、手すり、タラップ等付属物を含む。) 建築物内部に雨水が侵入しない状態及び外装材が破損及び落下しない状態を維持する。また、仕上げ材の変形・変色及び金属類のさび、腐食等には保守・修繕を行う。 手すり・タラップ等安全又は点検等のために設置された部材は、安全な利用に支障を及ぼすおそれがある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩みのない

	状態を維持する。
5 外装：床	平坦な状態、建築内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のひび割れ等には保守・修繕を行う。
6 内装：天井	水平かつ平坦な状態及び所要の対候性、耐水性並びに吸音性を維持する。また、壁の取り合い部分は破損・隙間のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等には保守・一時的な修繕を行う。 点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
7 内装：壁	垂直かつ平坦な状態、ぐらつき等のない安全に使用できる状態及び所要の耐水性、耐薬品性並びに吸音性を維持する。また、床の取り合い部分は破損・隙間・汚れ・傷等のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等には保守・修繕を行う。
8 内装：床	水平かつ平坦な状態、きしみのない状態及び所要の耐電性、耐薬品性、防滑性並びに防塵性を維持する。仕上げ材の変退色、ひび割れ、磨耗等の点検を行う。
9 外部建具	ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び所要の耐風性、水密性並びに気密性を維持する。また、変退色、傷、さび等には保守・修繕を行う。 防火戸、排煙窓等は、災害時に所要の性能を発揮できるように維持する。
10 内部建具	ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び気密性を維持する。また、変退色、傷、さび等には保守・修繕を行う。 内部仕上げとの取り合い部分は、隙間のない状態を維持する。 防火戸、防火シャッター等は、災害時に所要の性能を発揮できるように維持する。
11 外部階段、内部階段	手すりのぐらつき及びノンスリップに変形、損傷等がない状態を維持する。 その他、外装（天井・壁・床）による。
12 付帯工作物	手すり・タラップ等の安全又は点検等のために設置された部分は、安全な利用に支障を及ぼすおそれがある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩みのない状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等には保守・修繕を行う。

1 3 付帯造作	<p>ぐらつき等のない状態及び付帯する部位の所要の性能を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等の点検を行う。</p> <p>取り合い部分の破損・隙間のない状態を維持する。</p>
----------	--

(イ) 外構の点検保守

a 舗装（マンホール・グレーチング、駐車場ライン等を含む。）

定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守・修繕を行い、歩行の支障となる不陸及び段差が生じない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等には保守・修繕を行う。

b 外構付帯工作物

定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守・修繕を行い、所要の性能及び転倒のおそれのない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等には保守・修繕を行う。

(ウ) 建築設備の点検保守

島根あさひセンターの運営に必要な全ての設備について定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況・表示状況を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施す。定期点検時には、機器・装置等の運転又は操作を行い、所要の機能が発揮できる状態を確認する。保守業務には、フィルター清掃等システムが機能するために必要な清掃を含む。

建築設備の維持すべき性能は次のとおり。

a 電気設備

日常的に異常及び破損等の有無の点検及び必要な保守を行う。

設備	性能
1 電灯設備	照明器具等が正常に機能している状態を確認し、維持する。
2 動力設備	動力設備が正常に機能している状態を確認・維持し、電動機器へ安定して電力を供給できる状態を維持する。
3 発電設備	非常用予備電源、保安用電源等に発電電力を安定して供給できる状態を維持する。
4 受変電設備	電力を安定して供給できる状態を維持する。
5 自動火災報知機設備	常に火災の発生を確実に報知できる状態を維持する。
6 端末情報通信網設備	常に良好な通信状態を維持する。
7 構内交換設備	常に通話可能な状態を維持する。
8 表示設備	伝達事項を正常に表示できる状態を維持する。
9 電気時計設備	正確に時刻を表示できる状態を維持する。
1 0 拡声放送設備	音響等の所要の性能を維持する。
1 1 非常電鈴設備	音響等の所要の性能を維持する。
1 2 テレビ共同受信設備	良好な画像受信状態を維持する。

1 3 監視カメラ設備	常に監視エリア内の目的物等を的確に判断できる状態を維持する。
1 4 入退室管理設備	正常に作動できる状態を維持する。
1 5 総合監視設備	正常に作動できる状態を維持する。
1 6 映像・音響・放送設備	音響等の所要の性能を維持する。

b 機械設備

定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び運転状況を把握し、正常な運転が維持できるよう保守・修繕を施す。

なお、厨房設備・機器及び洗濯設備・機器の保守管理、運転監視及び更新については「第4 収容関連サービス業務」において定めたとおり実施する。

設備	性能
1 空気調和設備	所要の性能・機能が発揮できるように維持する。また、冷房・暖房機能の切り替えに伴う必要な整備・調整及びフィルター・ストレーナー等の定期的な清掃・交換を行う。
2 換気設備	フィルター等の定期的な清掃・交換を行い、所要の性能・機能が発揮できるように維持する。
3 排煙設備	火災時に確実に排煙できる状態を維持する。
4 自動制御設備	正確に制御、情報伝達、表示及び計測等ができる状態を維持する。
5 衛生器具設備	正常な機能が出来る状態を維持する。
6 給水設備	貯水槽等は定期的に清掃を行い、常に用途に適した水質及び水量を衛生的に供給できる状態を維持する。
7 排水設備	排水槽・排水管は定期的に清掃し、常に汚水等を適切に排除できる状態を維持する。
8 汚水処理設備	正常に放流し、環境衛生上支障がない状態を維持する。
9 消火設備	火災時に万全な状態で作動できる状態を維持する。
1 0 ガス設備	安全にガス器具等への供給できる状態を維持する。
1 1 ごみ集積設備	正常に作動し衛生的な状態を維持する。
1 2 昇降機設備	正常に運転できる状態を維持する。

c その他の設備

定期的に点検・試験等を行い、機械又は設備の劣化及び作動状況を把握し、保守・修繕を施し、正常に運転等ができる状態を維持する。

ウ 特記事項

(ア) 保守点検の周期

民間事業者は、要求水準を満たせるように、国と協議の上、点検及び確認の周期を定めるものとする。

(イ) 災害時・非常時の対応

民間事業者は、災害等の発生が予測される場合、施設の被害が最小となるよう事前に予防措置を施す。

災害が発生した場合、民間事業者は安全を確認した上で直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに国に報告する。また、被災した場合は、被害の拡大防止及びその復旧に努める。

(2) 建築設備運転監視業務

ア 業務概要

建築設備運転監視業務は、建築設備の性能を継続的に発揮させることを目的に、設備の運転及びその稼動状態等の監視及び記録等を行い、省エネルギーと効率的な運転に配慮し、日常的な保守を行う。

イ 要求水準

(ア) 運転監視

日常的に異常及び汚損等の有無の点検・計測及び必要な保守を行う。各設備の確認する機能状態は次のとおり。

a 電気設備

設備	機能の確認等
1 電灯設備	照明器具等が正常に機能している状態を確認する。 球切れによる不点灯の際は、管球交換を遅滞なく行う。また、執務室等内の管球交換は、管球の色・明るさのむらに配慮して行う。
2 動力設備	各種電動機が正常に作動できる状態を確認する。
3 発電設備	常に供給状態を監視するとともに、商用電源停止等による非常用発電設備の起動時には、負荷の優先順位設定に基づく供給が適正に行われるように監視し、制御する。
4 受変電設備	常に供給状態を監視する。
5 自動火災報知機設備	作動状態等を監視する。
6 端末情報通信網設備	正常な通信状態を確認する。
7 構内交換設備	正常な通話状態を確認する。
8 表示設備	正常に表示できる状態を確認する。
9 電気時計設備	正常に表示できる状態を確認する。
10 拡声放送設備	正常に使用できる状態を確認する。
11 非常電鈴設備	操作・受信等の状態を確認する。
12 テレビ共同受信設備	受信・出力状態を確認する。
13 監視カメラ設備	監視画像状態等を確認する。
14 入退室管理設備	作動状態等を確認する。
15 総合監視設備	必要な機器の運転及び作動状態等を監視するとともに、監視対象機器や計測機器等の異常が認められた場合には、機能の回復・設定の調整等必要な対応を迅速に行う。

1 6 映像・音響設備	正常に使用できる状態を確認する。
-------------	------------------

b 機械設備

設備	機能の確認等
1 空気調和設備	室内環境が適正に維持されていることを確認する。
2 換気設備	室内環境が適正に維持されていることを確認する。
3 排煙設備	作動状態を確認する。
4 自動制御設備	制御機能が適切に保たれていることを確認する。
5 衛生器具設備	衛生環境を確認する。
6 給水設備	給水供給状態を確認する。
7 排水設備	排水排除状態を確認する。
8 汚水処理設備	汚水処理状態を確認する。
9 消火設備	待機及び作動状態を確認する。
1 0 ガス設備	ガス供給状態を確認する。
1 1 ごみ集積設備	コンテナの作動状態及び集積場の整頓状況を確認する。
1 2 昇降機設備	運転状態を確認する。

c その他の設備

日常的に運転状態、異常及び汚損等の有無の点検並びに必要な保守を行い、運転状態を確認する。

(イ) 記録の作成及び保管

民間事業者は、建築設備運転監視業務の記録として、業務日誌、点検記録、整備記録及び光熱水使用量の記録を次のとおり作成し、保管する。様式は別途協議の上定める。

a 業務日誌

- ① 電力供給記録
- ② 熱源機器運転記録
- ③ 空調設備運転記録
- ④ 温湿度記録

b 点検記録

- ① 電気設備点検表
- ② 空調設備点検表
- ③ 給排水・衛生設備点検表
- ④ 残留塩素測定記録
- ⑤ 飲料水水質検査記録
- ⑥ 浄化槽点検記録
- ⑦ 空調環境測定記録
- ⑧ 各種水槽清掃記録

⑨ その他法令で定められた点検に関わる記録

c 整備記録

① 定期点検整備記録

② 修繕記録（国が実施した修繕を含む。）

③ 事故・故障記録

d 光熱水使用量の記録

供給事業者の検針日に合わせ、計量区分ごとの使用量を記録する。

ウ 特記事項

(ア) 点検及び確認の周期

民間事業者は、要求水準を満たせるように、点検及び確認の周期を定めるものとする。

(イ) 災害時・非常時の対応

民間事業者は、災害等の発生が予測される場合、施設の被害が最小となるよう事前に予防措置を行う。災害が発生した場合、民間事業者は安全を確認した上で直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに国に報告する。また、被災した場合は、状況の把握、被害の拡大防止及びその復旧を行う。

(ウ) 建築設備の運転

職員の執務、被収容者の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の運転を行う。

(3) 修繕業務

ア 業務概要

修繕業務は、要求水準を常に満たすよう、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装その他これらに類する作業等（建築設備は更新を含む。）を行う。

なお、内装、内部建具及び設備・備品について、国が通常とは異なる使用をしたことにより損壊した場合は、国が修繕を行う。

イ 要求水準

民間事業者は、「第2 施設維持管理業務」に示した要求水準を常に満たすように、建築物及び建築設備の劣化した部分や、低下した性能・機能を実用上支障のない状態まで計画的に回復させる。

なお、点検・保守の結果等により、要求性能を維持できないおそれや、耐久性を損なうおそれがあることが確認された場合には、その回復のために必要な修繕を実施する。ただし、要求性能の回復に大規模修繕が必要となる場合は、国による大規模修繕の実施に必要な協力を行うものとする。

ウ 特記事項

民間事業者は、事業終了に先立ち、施設の性能・機能の状態を調査し、施設の状態を国に報告するものとする。

なお、事業期間中における大規模修繕は、国において実施する。また、施設整備時の不適合に起因する不具合は、国の職員にその状況を連絡する。

第3 総務業務

1 庶務事務支援業務

本業務は、島根あさひセンターにおける職員管理、経理等組織全体の運営に関する事務を処理することを目的とする。

(1) 文書の発受・管理

ア 業務内容

公文書類の発受、発送、編集及び保存に関する業務を行う。

イ 要求水準

- ・受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- ・「法務省行政文書管理規則」（平成23年法務省秘文訓第308号大臣訓令）、「矯正施設等行政文書取扱規則」（令和5年法務省矯総訓第1号大臣訓令）等に基づき、適正に文書管理を行う。
- ・毎年度、全ての行政文書ファイルにつき所定の情報を国が指定するシステムに入力する。
- ・被収容者の郵便物等については、必要な管理システムを運用し、所定の情報をシステムに入力する。
- ・訴訟関係書類など被収容者の権利利益に密接に関わる文書については、本人に不利益が生じないよう迅速かつ適切に処理する。
- ・不審な郵便物については、国の職員に直ちに連絡する。
- ・個人情報漏えいしないよう、十分な対策を講じる。

(2) 参観・広報支援

ア 業務内容

- ・島根あさひセンター参観申込みの受付並びに概要説明及び案内業務を行う。
- ・島根あさひセンターの概要を分かりやすく説明したパンフレット等の作成及びホームページ等の開設を行う。
- ・近隣住民等に対して、広報を目的とした施設見学会を行う。
- ・時代の変化や広報ターゲットに応じた多種・多様な媒体を活用し、国民の理解を深める魅力的な広報を提案・支援する。

イ 要求水準

(参観)

- ・「刑事施設の参観に関する訓令」（平成18年法務省矯総訓第3256号大臣訓令）等に基づき、参観の受付を行い、島根あさひセンター長に許否の判断を求める。
- ・あらかじめ参観コース及び説明事項を策定し、島根あさひセンター長の承認を受ける。
- ・参観中の質疑については、島根あさひセンター長の承認を受けた説明事項の範囲で回答する。

(広報支援)

- ・島根あさひセンターの概況、処遇の内容、行事予定などの情報を提供する。
- ・矯正行政の基礎知識などを一般の人にも分かりやすく紹介し、矯正行政に対する興味を引き出す工夫をする。
- ・新たな情報を適切に反映し、正確な内容となるよう努める。
なお、あらかじめ内容について島根あさひセンター長の承認を受ける。
- ・ホームページ等には、面会者など来訪者の利便を考慮した情報を掲載するとともに、矯正行政に関する情報をリンクさせる。
- ・ホームページ等は原則として毎月、その他必要に応じて適宜更新する。更新したことについて、法務省矯正局のSNS等で周知する。
- ・受刑者との面会を希望する親族等が、ホームページ又は電話を利用して面会室予約ができるよう、「面会室予約システム」を運用する。
- ・「刑事施設の参観に関する訓令」等に基づき適正に実施する。
- ・ホームページ及びパンフレットは、日本語版に加え、外国人が利用できるよう少なくとも英語版のものを整備する。

(3) 電話交換

ア 業務内容

外部からの電話を受け付け、対応部署・職員に転送する。

イ 要求水準

- ・受付時間は平日午前8時30分から午後5時とする。
- ・在所の有無等の個人情報や、施設の保安に係る情報に関わる事項等について問合せがあった場合には、安易に回答することなく、個別に国の職員に連絡する。
- ・相手方に不快な印象を与えないように留意し、懇切丁寧に対応する。
- ・対処が困難と判断される場合には、直ちに国の職員に連絡する。

(4) 宿日直

ア 業務内容

夜間及び休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）における宿日直業務を行う。

イ 要求水準

- ・午後5時から翌朝午前8時30分まで宿直業務を行う。
- ・休日の午前8時30分から午後5時まで日直業務を行う。
- ・平日の午後5時から午後10時まで及び翌朝の午前6時から午前8時30分まで並びに休日の午前8時30分から午後10時まで及び翌朝の午前6時から午前8時30分まで、郵便物受付、電話交換及び職員・来訪者の入退出管理等を行う。
- ・上記(1)「文書の発受・管理」及び(3)「電話交換」を参照のこと。
- ・第5 警備業務1 (1) 庁舎警備を参照のこと。

(5) その他事務支援（窓口対応、接遇）

ア 業務内容

窓口対応、来訪者の接遇その他の庶務業務の支援を行う。

イ 要求水準

相手方に不快な印象を与えないように留意し、懇切丁寧に対応する。

2 名籍事務支援

写真撮影技術支援

ア 業務内容

被収容者について、顔写真の撮影の技術支援を行う。

イ 要求水準

- ・写真撮影は、「被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿の取扱いについて」（平成18年法務省矯成第3281号矯正局長通達）等に基づき、適正に実施する。
- ・被収容者が顔写真撮影に応じない場合には、直ちに国の職員に連絡する。

3 経理事務支援

(1) 会計事務支援

ア 業務内容

- ・支出・支払事務、債権管理・歳入徴収事務及び計算証明・決算事務について、国が指定するシステムに必要な情報を入力し、所定の事務手続を適正に処理する。
- ・会計事務に関する定期・臨時の報告・調書を作成する。
- ・法定の帳簿等を作成し、管理する。

イ 要求水準

- ・システムへの入力、国が提示する操作マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・検算を励行し、過誤を防止する。

(2) 共済事務支援

ア 業務内容

刑務共済組合の各種事業に係る書類の受付・作成・配布等を行う。

イ 要求水準

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）等に基づき、適正に実施する。

(3) 国有財産・物品管理事務支援

ア 業務内容

- ・島根あさひセンター敷地及び立木竹等の国有財産並びに国の用途に供するため国が保有している物品（本事務支援業務において、以下「物品」という。）について、国の職員が行う管理事務の支援業務を行う。
- ・物品の管理事務については、国が指定するシステムに必要な情報を入力する。

イ 要求水準

- ・国有財産法（昭和23年法律第73号）及び物品管理法（昭和31年法律第113号）に基づき、所定の文書の作成等を行う。
- ・事業期間終了後の国への引継ぎに支障がないよう、適正に処理する。

- ・物品の管理の状況及び帳簿について、国による検査がなされる際に、物品と帳簿突合確認など、その補助を行う。
- ・システムへの入力、操作マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・作成した文書等は、全て検算を励行し、過誤を防止する。

(4) 作業報奨金管理支援

ア 業務内容

国が指定するシステムに必要な情報を入力し、適正な支払手続を行う。

イ 要求水準

- ・システムへの入力、操作マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・検算を励行し、過誤を防止する。

4 領置事務支援

(1) 領置物保管

ア 業務内容

(入所時の保管)

- ・入所した被収容者が所持する物品の確認を行い、国が指定する管理システム(矯正処遇・再犯防止業務支援システム)に必要な情報を入力する。
- ・領置物品の保管を行う。

(出所時の交付)

- ・出所する被収容者に領置物品を交付する際に、内容を確認の上、管理システムに必要な情報を入力する。

(倉庫の出納管理)

- ・被収容者から引渡しの求め又は他の者への交付の申請があった物品について、倉庫からの出し入れを行い、管理システムに必要な情報を入力する。

(差入れ)

- ・窓口において金品の差入れがあった場合には、差入人の住所、氏名、続柄及び差入物品・数を確認して受領し、検査等を行う部署に回付する。

なお、差入人に対しては、国が領収書を交付する。

- ・郵送において物品の差入れがあった場合には、差入物品・数等の必要事項を所定の様式に記録し、検査等を行う部署に回付する。
- ・物品の差入れについては、物品の写真撮影を含め管理システムに必要な情報を入力する。

イ 要求水準

- ・トラブル発生を防止する観点から、必ず被収容者本人の確認を取り、品名、個数等の入力を実行する。

なお、交付業務の際は、個人情報漏えいに細心の注意を払う。

- ・管理システムへの入力、国が提示する操作マニュアルに基づき、適正に実施する。
- ・洗濯、消毒その他適切な処置を施して保管する。
- ・貴金属や有価証券、印鑑等の貴重品は、他の物品とは別に、金庫その他堅ろう

な容器に納めて厳重に保管する。

- ・領置物品は、被収容者ごとに分類し、汚損、破損等のないよう適切に保管する。
- ・領置物品の出し入れが、迅速かつ確実に行えるようにする。
- ・差入物品及び領置物品の中に危険物、持込制限物品等がないか、X線透視装置などで検査を確実に実施する。
- ・トラブルが発生した場合には、国の職員に直ちに連絡する。
- ・差入物品及び領置物品の中に危険物がある場合は、国の職員に連絡の上、一般の領置物品とは別に保管する。
- ・差入物品において、刑事施設に受け入れられない物品について疑義が生じた場合は国の職員に直ちに連絡する。

(2) 領置金管理支援

ア 業務内容

国が指定する管理システム（矯正処遇・再犯防止業務支援システム）に必要な情報を入力する。

イ 要求水準

- ・領置金（入所時に所持する現金、差入れ、他の者への交付、釈放時交付、物品の購入、電話の使用に係る料金の引去り等）については、管理システムに必要な情報を入力し、管理を行う（現金の出納は国の職員が行う。）。
- ・管理システムへの入力、操作マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・検算を励行し、過誤を防止する。

(3) 購入物品管理支援

ア 業務内容

- ・被収容者が物品（一般用医薬品を含む。）を購入した場合に、国が指定する管理システム（矯正処遇・再犯防止業務支援システム）に必要な情報を入力する。
- ・被収容者が購入を希望した物品（一般用医薬品を含む。）等を取りまとめ、業者に発注する。
- ・発注された物品が納品された際に品数等を確認等行う。
- ・購入した物品について、被収容者ごとに仕分けを行い、指定された場所まで運搬し、国へ引き継ぐ。

イ 要求水準

- ・管理システムへの入力、操作マニュアルに基づき適正に実施する。
- ・必ず検算を励行し、過誤を防止する。
- ・トラブルが発生した場合には国の職員に直ちに連絡する。

5 情報システム管理業務

下記（1）から（4）までの情報システムを整備し、保守管理する。また、事業期間中に必要に応じて、システムを更新するとともに、国が指定する管理システム（矯正処遇・再犯防止業務支援システム）とデータ連携しているシステムについては、国

が指定する管理システムが改修された場合に、新たなデータ連携先の設定等を含めた改修作業を行う。

なお、法務省の情報及び情報システムをあらゆる脅威から守り、もって必要な情報セキュリティを確保するため、別紙1「情報セキュリティの基準について」を遵守すること。

(1) 郵便物管理システム

ア 業務内容

被収容者宛て郵便物について、必要な管理システムを構築し、保守管理する。

イ 要求水準

- ・被収容者宛て受信について、発信者及び受信者に係る必要事項を入力し、必要に応じて一覧等にて出力できるようにする。
- ・上記入力した内容を基に、ユニット別の受信簿及び被収容者別の書信表が可変データで出力できるようにすること。
- ・入力された情報はデータベース管理し、3年以上保存する。
- ・個人情報漏えいしないよう、十分な対策を講じる。
- ・無線による機器（無線LAN等）を使用する場合は傍受等されないよう必要な措置を講じる。

(2) 面会室予約システム（未決拘禁者及び労役場留置者に係るものを除く。）

ア 業務内容

受刑者との面会を希望する者が、ホームページ又は電話を利用して面会室予約ができるよう「面会室予約システム」を構築し、保守管理する。

イ 要求水準

- ・入力された情報はデータベース管理し、1か月間以上保存する。
- ・個人情報漏えいしないよう、十分な対策を講じる。
- ・無線による機器（無線LAN等）を使用する場合は傍受等されないよう必要な措置を講じる。

(3) 図書管理システム

ア 業務内容

図書の検索・貸出し・返却の管理が行えるシステムを構築し、保守管理する。

イ 要求水準

- ・入力された情報はデータベース管理し、1か月間以上保存する。
- ・個人情報漏えいしないよう、十分な対策を講じる。
- ・無線による機器（無線LAN等）を使用する場合は傍受等されないよう必要な措置を講じる。

(4) 購入等手続システム

ア 業務内容

被収容者が、物品の購入又は領置物品の引渡し若しくは他の者への交付の手続を行えるようシステムを構築し、保守管理する。

イ 要求水準

- ・物品の購入又は領置物品の引渡し若しくは他の者への交付以外の手続についても、同システムで行うことを妨げない。
- ・被収容者の操作する端末は、タブレットなどの経済性及び操作性を考慮したものを採用すること。
- ・入力された情報を基に、少なくとも発注先別の購入希望一覧及び被収容者別の購入希望一覧が可変データで出力できるようにすること。
- ・入力された情報はデータベース管理し、3年以上保存する。
- ・個人情報が入り漏れいしないよう、十分な対策を講じる。
- ・無線による機器（無線LAN等）を使用する場合は傍受等されないよう必要な措置を講じる。

6 運転業務

ア 業務内容

- ・公用車や護送用車両の維持管理を行う。
- ・公用車や護送用車両を運転する。

イ 要求水準

- ・前日までに運行計画を国の職員に提出する。
- ・長距離護送や宿泊を伴う出張業務にも対応する。
- ・車両に異常が認められた場合又は事故等が発生した場合は、直ちに施設の各種機器を集中管理している中央監視室に連絡する。
- ・事故が発生した場合は、救護措置を講じ、警察に通報し、その後の事故対応を行う。
- ・車両の清掃を適切に行う。
- ・毎日、運行日誌を作成し、国の職員に提出する。

7 備品・消耗品管理業務

ア 業務内容

本施設の運営に必要な備品・消耗品（職員のみが使用する物品を除く。）を調達し、維持管理を行う。

イ 要求水準

- ・国の職員の業務遂行に支障が生じることがないようにする。
- ・備品等については、正常に使用できる状態を維持し、必要に応じ、更新する。

第4 収容関連サービス業務

1 給食

(1) 献立の作成・確認

ア 業務内容

- ・管理栄養士により、被収容者に給与する食事の献立を作成する。
- ・年間行事計画に従い、必要に応じて特別な食事の献立を作成する。
- ・国の規定に基づいて、必要書類の作成を行う。

- ・保健所等の関係機関への報告・連絡調整等を行う。

イ 要求水準

- ・被収容者に満足される食事を提供する。
- ・「矯正施設被収容者食料給与規程」（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令）等に従い、給与熱量、栄養量、季節感などを考慮して献立案を作成し、島根あさひセンター長の承認を受ける。
- ・日常的な給食や特別菜等について、被収容者に対する嗜好調査を企画・実施し、島根あさひセンター長にその結果及び結果に基づく改善策を提示する。
- ・食物アレルギーや特別な配慮を要する被収容者に対して、柔軟に食事（消化器系疾患を抱える者のための形態の異なる食事、宗教に配慮した食事、治療食等）を提供する。
- ・治療食は、医師が作成した食事箋に基づき提供する。
なお、常時、個々の被収容者に応じた食事（減塩食等、医師の食事箋に基づく食事）を提供するとともに味付けを工夫する。
- ・熱中症対策を始めとして、矯正処遇上又は医療上の必要が生じた場合は適切に対応する。
- ・毎食時、検食2人分を国に提供する。
- ・国の規定に基づき、必要な事項を報告する。

(2) 食事・飲料の給与

ア 業務内容

- ・献立に基づき、被収容者への食事の提供（検収・保管・調理・盛り付け・洗浄・調理施設等の清掃・配膳・下膳作業等）を行う。
なお、炊場において、作業又は職業訓練として、受刑者を調理に従事させることは認めない。その他の調理を伴う作業又は職業訓練については、国と協議の上実施することができる。

イ 要求水準

(調理)

- ・被収容者に対し、毎日3食の食事を提供する。
- ・新鮮な食材、質の良い調味料などを使用するとともに、異物混入を防止する対策を徹底するなど衛生的に調理を行う。
- ・外部機関による衛生管理体制を構築する。
- ・新調理システムの活用など、労働集約などの効率化を図り、高い衛生基準の下で調理を実施する。

(盛付・配膳)

- ・被収容者が使用する食器の材質、デザイン、形状などを考慮し、被収容者が快適に食事できるようにする。また、身体障害を有する被収容者に配慮した食器を備える。
- ・食事は被収容者ごと個別に盛り付け、職業訓練棟又は収容棟（病棟を含む。）へ温冷配膳車に収納し適温で配膳する。

なお、厨房施設から職業訓練棟又は収容棟への配膳に当たっては、自動搬送車（以下「AGV」という。）を用いる。

- ・毎食時及び休息時（午前・午後各1回）に職業訓練棟又は収容棟（病棟を含む。）へ適温でお茶（夏季は冷たいお茶）を提供する。提供方法は、給茶機又はそれに代わる方法とする。
- ・AGVによる配膳については、搬送時の振動等により調理方法やメニューに制約が生じないように配慮する。
- ・業務の実施方法については、必要に応じて島根あさひセンターと協議して改善し、業務の効率化を図る。
- ・配膳開始から30分以内に全てのユニットへの配膳を完了する。
- ・季節に応じて、生命の維持に必要な栄養、水分補給等を計画し、給与する。

（下膳）

- ・残食、残菜などの処理を適正に行い、AGVを用いて厨房施設まで搬送する。
- ・下膳後、食器、調理器具類、配下膳車などを速やかに洗浄消毒し、整理整頓の上、適切な場所に保管する。

（3）材料の提供・管理

ア 業務内容

良質な食材を購入し、適切に管理する。

イ 要求水準

- ・新鮮でかつ良質なものを購入することとし、あらかじめ購入ルートが確実に衛生的な納入業者の選定に努める。
- ・購入した食材を島根あさひセンター内で保管する場合には、適切な場所に保管する。
- ・冷凍庫・冷蔵庫の温度管理及び生鮮品の鮮度劣化並びに調味料類の品質低下防止など、在庫管理に十分な注意を払うとともに、賞味期限を厳守するための確認を徹底する。

（4）厨房設備・機器の保守管理・更新

ア 業務内容

・給食業務の実施に必要な設備・機器の保守管理、運転監視及び更新整備を行う。

イ 要求水準

- ・既存の設備・機器の耐用年数等を考慮し、事業期間内に1回以上厨房設備・機器類の更新を行う（更新時期については、国と協議する。）。
- ・厨房設備・機器等について、正常に使用できる状態を維持できるよう適切に保守管理する。
- ・その他「第2 施設維持管理業務 5 業務詳細」に準じた項目を行う。

（5）衛生管理

ア 業務内容

確実な衛生管理を行い、食中毒の発生を防止する。

イ 要求水準

- ・国と協議の上、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理を行う。
- ・衛生管理者は、HACCPに基づく衛生管理簿を作成し、定期的に衛生管理の状況を自主点検し、その結果を記載する。島根あさひセンター長が必要と認めた場合には、速やかに提出する。
- ・調理に従事する職員に対し、衛生管理に係る教育を行う。
- ・食中毒検査用に毎食、料理・素材ごとに約50グラム程度を所定の容器に盛り付け、冷凍庫に清潔状態のまま定められた期間保存し、保存期間が満了したものは廃棄する。

(6) 非常時対応

ア 業務内容

非常時についての万全な対応を行う。

イ 要求水準

- ・食中毒が発生したときは、島根あさひセンター長に速やかに報告するとともに、保健所の指示に従い適切に対応する。
- ・食中毒が発生した場合であっても、被収容者への給食を毎日時間どおりに提供する。
- ・災害の発生に備え、7日分以上の非常食及び非常飲料を島根あさひセンター内に備蓄保存する。
- ・備蓄保存する非常食及び非常飲料の賞味期限について適切に管理する。
- ・被収容者が島根あさひセンター外において喫食する際（外部病院への通院、護送、外部通動作業等）の食事及び飲料（これらの支給に必要な物品を含む。）についても支給すること。

2 衣類・寝具の提供業務

(1) 衣類・寝具の提供・管理

ア 業務内容

被収容者に清潔な衣類・寝具を提供する。

イ 要求水準

- ・提供する衣類・寝具の種類は、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令）等に従う。
- ・提供する衣類・寝具類は、ユニバーサルデザインを採用し、被収容者が快適に生活できるほか、施設の管理運営に支障を生じないように機能面に配慮する。また、身体障害を有する被収容者に配慮した衣類・寝具類を備える。
- ・提供する衣類・寝具は、清潔で、破れにくく、かつ、汚れにくいものとする。
- ・下着類については、毎日着替えができる枚数を提供する。
- ・衣類、寝具類の縫製管理を確実にを行う。
- ・衣類・寝具の補てつ等の縫製を実施する。
- ・突発的な需要に備え、一定数の衣類及び寝具を常に提供できる体制を整える。

- ・衣類・寝具の数量管理を徹底し、調達する必要がある場合は、あらかじめ島根あさひセンター長の承認を受ける。

(2) 洗濯

ア 業務内容

- ・次の物品の清潔管理を行う。
 - ① 被収容者の衣類、下着類
 - ② 被収容者が使用する寝具類
 - ③ 当直室、職員仮眠室、宿直室及び職員待機所で使用する寝具類
- ・被収容者の衣類及び寝具類の洗濯業務（使用済み衣類等の仕分け、洗濯、消毒、乾燥、折畳み、機器の清掃等）については、受刑者が刑務作業又は職業訓練として実施し、民間事業者においては洗濯業務に係る技術指導並びに使用済み衣類等の回収及び洗濯済み衣類等の運搬を行う。

イ 要求水準

- ・衛生面での管理を実施する。
- ・下着類は、週3回以上、シーツ・枕カバーは週1回以上洗濯を実施する。
- ・提供する衣類と自弁の衣類の混在を想定し、被収容者の衣類の適切な管理を行う。
- ・寝具類は、衛生を保持するため、適切に乾燥を行う。
- ・当直室、職員仮眠室、宿直室及び職員待機所の寝具類は、休日に洗濯済みの寝具類が不足しないよう、計画的に洗濯を実施する。

(3) 洗濯設備・機器の保守管理及び更新

ア 業務内容

- ・洗濯業務の実施に必要な設備・機器の保守管理、運転監視及び更新整備を行う。

イ 要求水準

- ・既存の設備・機器の耐用年数等を考慮し、事業期間内に1回以上洗濯設備・機器類の更新を行う（更新時期については、国と協議する。）。
- ・洗濯設備・機器等について、正常に使用できる状態を維持できるよう適切に保守管理する。
- ・その他「第2 施設維持管理業務 5 業務詳細」に準じた項目を行う。

3 清掃・環境整備（職員宿舎を除く。）

(1) 定期清掃、日常清掃、植栽管理、環境整備、廃棄物処理等

ア 業務内容

- ・収容棟（一部を除く。）及び職業訓練棟（一部を除く。）以外の全ての敷地内の日常清掃を行う。
- ・全ての敷地内の定期清掃を行う。
- ・全ての敷地内の植栽管理及び環境整備を行う。
- ・法令に従い、島根あさひセンターから発生する廃棄物の処理を行う。

イ 要求水準

- ・庁舎及び管理棟内の清掃は、良好な環境衛生や美観の維持はもとより、建築仕上材や機材の健全なる保全を図る。
- ・年度計画及び月ごとの清掃計画を作成し、島根あさひセンター長の承認を受ける。
- ・植栽管理及び環境整備は、季節にも配慮しつつ、来訪者等にも好感を持たれるよう、適宜整備に努める。
- ・施設の運営に支障のないよう円滑に実施する。
- ・人体に有害な薬品等は厳重に管理するとともに、保安区域には保管しない。

(日常清掃)

- ・表面のほこり、ごみ、汚れ、シミ等を落とし、床、壁、天井、階段、窓ガラス、付帯設備等を常に清潔な状態に保つ。
- ・運動場、廊下などの屋外空間においては、ごみを適切に処理するなどし、清潔かつ景観上良好な状態を維持する。
- ・トイレの衛生陶器類は適切な方法で清潔な状態に保つ。
- ・トイレトーパー、消毒用品等衛生消耗品は常に補充されている状態にする。
- ・洗面台、間仕切り等付帯設備の汚れ、破損等のない状態に保つ。

(定期清掃)

- ・仕上げに応じた適切な方法により、床、壁、天井、階段、窓ガラス及び付帯設備等を清潔な状態に保つ。
- ・雨水桝、汚水桝、防水ドレン等は、破損及び破片がない状態とし、適正な方法で清掃を行う。

(植栽管理、環境整備)

- ・周辺環境に配慮し、樹種に応じた病虫害の予防、点検、捕殺、防除及び施肥、剪定、除草、かん水等を定期的に行う。
- ・除草剤等の薬品を使用する際は、環境に配慮する。
- ・景観上良好な状態を維持するとともに、支柱の設置等を適切に行い、安全な状態を維持する。

(害虫等駆除)

- ・鼠、ゴキブリ等の駆除を行う。
- ・殺鼠剤の使用に当たっては、あらかじめ国の職員と協議する。

(廃棄物処理)

- ・法令に従い、適正に実施する。
- ・廃棄物の収集及び運搬を行い、原則として1日1回はゴミの無い状態にする。また、文書廃棄については、廃棄同意がなされた都度廃棄を実施する。
- ・指定の方法により分別し、定められた収集場所に運ぶ。

- ・保管した廃棄物からの悪臭、腐乱等汚損を防ぐ。
- ・環境負荷の軽減に配慮し、廃棄物の縮減に努める。

4 その他収容関連サービス

(1) 理容

ア 業務内容

被収容者の調髪を行う。

イ 要求水準

- ・クリッパーやトリマーなど安全な理容器具を使うこととし、危険な理容器具は使用しない。
- ・理容器具などは、常に衛生的なものとする。
- ・被収容者（未決拘禁者は除く。）に対し最低月1回以上調髪を行う。
- ・未決拘禁者については、国が指定する者について調髪を行う。
- ・職業訓練として、受刑者を使用して実施しても差し支えない。

(2) 職員食堂運営（独立採算）

ア 業務内容

職員用の食堂を運営する。

イ 要求水準

- ・営業時間は、毎日午前6時30分から午後8時までとする。ただし、営業時間内であっても準備・清掃・休憩等のため、営業業務に支障のない範囲で一時停止することができるものとし、また、稼働状況に応じて朝・夕食は予約制、セルフサービス等縮小した運用とすることができるものとする。
- ・職員に満足される食事を提供する。
- ・栄養量、季節感などを考慮したメニューを作成する。
- ・食中毒などが発生しないよう衛生管理を徹底する。
- ・利用者のし好などアンケート調査し、その結果をメニューやサービスに反映させ、メニューに飽きのこないよう工夫する。
- ・利用しやすい料金とする。
- ・料金を決定する場合にはあらかじめ国と協議する。
- ・利用者に不快感を与えないよう懇切丁寧な接客サービスを心掛ける。
- ・被収容者への給食業務と連携するなど、効率性を高める。

(3) 自動販売機の設置・管理業務（独立採算）

ア 業務内容

- ・職員及び来訪者用の自動販売機の運営を行う。

イ 要求水準

- ・自動販売機は国が指定する場所に設置する。また、設置の際には転倒防止等の安全対策を講じる。
- ・職員及び来訪者が満足する清涼飲料水及び軽食・菓子等を提供する。
- ・利用者のし好などアンケート調査し、その結果を踏まえ、ニーズに合った販売品目を揃える。

- ・販売価格を決定する場合にはあらかじめ国と協議する。
- ・商品補充、金銭管理などの維持管理を適切に実施する。
- ・故障、問合せ及び苦情については適切に対応する。また、自動販売機に故障時などの連絡先を明記する。
- ・商品の賞味期限に注意するとともに、衛生管理を徹底する。
- ・島根あさひセンター業務の用に供するため必要とするとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、国と協議の上、自動販売機の設置場所の変更又は撤去の求めに応じる。

(4) 食器・雑具・日常必需品の給貸与

ア 業務内容

「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」等に従い、被収容者に収容生活に必要な食器・雑具・日常必需品（消耗品を含む。）を提供する。

イ 要求水準

「2（1）衣類、寝具の提供・管理」に準じる。

第5 警備業務

本業務は、島根あさひセンターの規律・秩序を維持し、被収容者の拘禁を確保するとともに、受刑者の改善更生と社会復帰に向けた良好な処遇環境を維持することを目的とする。

1 施設警備

(1) 庁舎警備

ア 業務内容

- ・庁舎入口における来訪者（面会者を含む。）の受付及び入退出管理並びに全ての職員の入退出管理を行う。
- ・来訪者の所持品等を検査する。
- ・車両が大門を入出する際に、運転者及び積載物の検査及び確認を行う。
- ・持込制限物品を一時保管する。

イ 要求水準

（来訪者（面会者を含む。以下同じ。）の一般受付）

- ・受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
- ・来訪者には、身分証等の身分を確認できるものの提出を求めた上で、用件及び用務先を確認し、担当部署に連絡する。
- ・来訪者の氏名、人数など必要事項を適宜記録し、保管する。
- ・来訪者には、懇切丁寧な対応を心掛ける。
- ・不審者等の確認を確実にを行い、必要に応じて、立入りの制限を行う。
- ・不当な要求には、毅然とした態度で臨み、対応が困難な場合には、直ちに国の職員に連絡する。

- ・ 来訪者が危険物、持込制限物品、薬物等を所持していないか、薬物検知機、X線透視装置、金属探知機などで検査を確実に実施する。
- ・ 在所の有無など個人のプライバシーに関わる事項について問合せがあった場合には、安易に回答することなく、国の職員に連絡する。

(面会者の面会受付)

- ・ 面会受付時間は、面会実施日の午前8時30分から午後4時までとする。
- ・ 面会者には、身分証等の身分を確認できるものの提出を求めた上で、氏名、被収容者との続柄等を確認し、面会者待合室に案内する。
- ・ 面会者の手荷物及びコート類は、全て専用ロッカーに一時保管する。
- ・ 面会者が危険物、持込制限物品、薬物等を所持していないか、金属探知機、薬物検知機などで検査を確実に実施する。

(来訪者の所持品検査)

- ・ 手荷物の中に危険物、持込制限物品、薬物等がないか、薬物検知機、X線透視装置、金属探知機などで検査を確実に実施する。
- ・ 持込制限物品は、専用ロッカーに一時保管する。
- ・ 検査の結果、薬物反応があった場合は、直ちに国の職員に連絡する。
- ・ 検査や保管依頼に応じない場合は、直ちに国の職員に連絡する。

(来訪者の入退出管理)

- ・ 来訪者には、通行証等（位置情報の管理ができるものとする。以下同じ。）を交付する。
- ・ 来訪者が退出するときは、本人であることを確認した上で、通行証等を受領する。
- ・ 通行証等を所持していない者が退出しようとするときは、制止の上、直ちに国の職員に連絡する。

(職員の入退室管理)

- ・ 身分証明書等により、本人であることを確認の上、持込制限物品等を所持していないか、必要に応じて金属探知機などで検査を実施する。
- ・ 職員が退出するときは、身分証明書等により本人であることを確認する。

(車両検査)

- ・ 入出門車両については車両及び積載物を検査し、不審者が乗車し、又は不審物が積載されていないか確認し、必要に応じて立入り等の制限を行う。
- ・ 対応が困難な場合には、直ちに国の職員に連絡する。
- ・ 運転者及び同乗者には、身分証の提示を求めた上で、用件及び用務先を確認し、担当部署に連絡する。
- ・ 運転者及び同乗者には通行証等を交付する。
- ・ 入出門車両、運転者の氏名など必要事項を適宜記録し、保管する。

(2) 構内外巡回警備

ア 業務内容

施設構内外の巡回警備を行う。

イ 要求水準

- ・あらかじめ定められた頻度（おおむね2時間に1回以上）で巡回する。
- ・ドローン等の警備機器の活用及び車両による構外巡回をするなどして、省人化を図りつつ、効率的かつ確実に業務を実施する。
- ・不審者、不審車両、不審物等の発見、火気点検及び施錠確認を確実に実施する。
- ・巡回中、異状を発見した場合は、直ちに中央監視室に連絡する。
- ・巡回終了後、巡回記録を作成する。

(3) 総合監視室監視

ア 業務内容

- ・収容棟、職業訓練棟その他施設内各所を監視カメラにより監視する。
- ・保安区域内の監視カメラは死角のないように設置する。
- ・フェンスセンサーや赤外線センサーなどの各種センサーや監視カメラ等を設置し、外堀フェンス周辺の異状の有無を監視できるようにする。また、設置に当たっては、できる限り、天候等による誤作動の少ないセンサーの導入又は監視カメラとの連動等により事故と誤作動とを明確に区別できるようなものとする。
- ・被収容者の逃走や外部からの侵入があった場合には、監視カメラによりリアルタイムで追跡できるようにする。
- ・事故発生時の映像を録画する。
- ・全ての被収容者及び保安区域内への入場者の位置情報を管理し、非常時には位置情報を速やかに国の職員に連絡する。
- ・収容棟、職業訓練棟など被収容者が単独歩行する区域の錠は電気錠とし、中央監視室及び各収容棟監視卓から遠隔で施開錠できるようにし、その他の区域についても、可能な限り電気錠とする。
- ・その他非常ベル警報装置、特殊自動警報装置及び火災報知器等を一か所に集中して配置し、総合的かつ効率的に警備上必要な情報を収集し、併せて連絡事項を迅速に伝達する。

イ 要求水準

- ・中央監視室では3名以上で監視し、監視するカメラ数が多い平日日中は配置人員を増やすなど、被収容者の日課に応じて柔軟かつ効率的に業務を実施する。
- ・3(2)に記載した位置情報把握システムを構築し、運営する。
- ・被収容者が施設内を移動する際（受刑者については、原則として独歩とする。）には、位置情報把握システムによる監視のほか、監視カメラ又は目視による監視を行う。
- ・次の事態が発生した場合には、直ちに国の職員に連絡する。
 - ① 位置情報把握システムが異常を示したとき。
 - ② 逃走、自殺、暴行、騒じょう、火災等の保安事故が発生したとき。

- ③ その他の異常事態が発生したとき。
- ・保安事故や異常事態が発生した場合、不審者、不審車両、不審物等を発見した場合又はその疑いがある場合は、直ちに国の職員に連絡する。
 - ・監視カメラにより保安事故を発見した場合は、映像を録画し、その記録媒体を国の職員に提出する。
 - ・逃走等の非常時には、捜索、人員点検等のため位置情報を速やかに国の職員に連絡する。
 - ・保護室、静穏室、観察室及びカメラ付き居室に被収容者を収容している場合には、その動静を監視カメラで監視し、特異な動静があれば直ちに国職員に連絡する。
 - ・被収容者を保護室に収容する場合には、収容開始から終了までの全期間、保護室内の映像を録画録音し、その記録媒体を国の職員に提出する。
 - ・中央監視室の全ての交信記録を録音し、1か月間以上保存する。
 - ・全ての入退出情報を記録し、1か月間以上保存する。

2 その他警備支援

(1) 信書検査支援

ア 業務内容

- ・被収容者が発受する信書について、国が許否判断をするために行う検査を補助する。

イ 要求水準

- ・信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分けて実施する。
- ・外形の検査と内容の検査は、同一の者が行わない。
- ・外形の検査及び内容の検査の結果、検査した施設従事職員など、必要事項を国が指定したシステム又は書信表に入力する。
- ・施設従事職員は、検査の結果、信書の全部又は一部が国の職員から示された確認事項に該当することが明らかとなった場合は、直ちに当該信書を国の職員に提出する。

(2) 保安検査

ア 業務内容

- ・保安事故の発生を防止するため、保安区域内の検査を行う。
- ・被収容者の着衣及び所持品の検査（収容の開始に際して行うものを含む。）を行う。

イ 要求水準

- ・月1回以上、収容棟、職業訓練棟、運動場など被収容者が立ち入る施設及び施設外の作業場の保安検査を実施する。
- ・入所時の検査の際に、入所時に被収容者が着用していた衣類及び所持品の検査を実施する。
- ・危険物、持込制限物品及び薬物がないことの確認を確実に実施する。
- ・扉・窓等の異常の有無を確認する。

- ・検査は、被収容者の不在時に行うことができるように複数の施設従事職員でグループを組む等工夫して実施する。
- ・検査結果について国の職員に連絡する。

(3) 保安事務支援

ア 業務内容

- ・保安に関する各種の報告文書等を作成する。
- ・通行証等を活用することにより、国の職員の勤務時間の管理を行う。

イ 要求水準

- ・各種報告文書は、正確に記載する。
- ・国の職員の勤務時間管理を確実に実施する。

3 警備システム管理

(1) 総合警備システム

ア 業務内容

外堀・職業訓練棟・収容棟廊下・居室内等に設置された監視カメラ、フェンスセンサー、巡警巡回システム等により、被収容者による逃走、自殺等の不審な行動を監視・記録することで施設の保安警備力を強化するためのシステムを構築し、維持管理する。

イ 要求水準

別紙2「総合警備システム整備方針」において示された各基準を満たし、必要な機能を全て備えたシステムとする。

(2) 位置情報把握システム（未決拘禁者（審査中受刑者を含む。）及び労役場留置者を収容するユニットを除く。）

ア 業務内容

- ・全ての被収容者及び保安区域内への入場者の位置情報を把握できるシステムを構築し、保守管理する。
- ・護送中、施設外での被収容者の位置情報を把握できるシステムを構築し、保守管理する。
- ・構外作業等における被収容者の位置情報の把握については、逃走等の事故の端緒を察知するとともに、捜索等の初動対応に資するようなシステムとする。

イ 要求水準

- ・常時運用ができるようにする。
- ・個人情報漏えいしないよう、十分な対策を講じる。
- ・無線による機器（無線LAN等）を使用する場合は傍受等されないよう必要な措置を講じる。
- ・定期的にデータのバックアップを行い、1か月間以上保存する。
- ・システム構築の多重化を行い、一部故障が発生しても運用可能なシステムとする。
- ・24時間サポート可能な体制とする（少なくとも平日の午前8時30分から午後5時までは施設内にシステム専門家1名を配置する。）。

- ・情報の階層ごとにアクセス制限を設け、権限のある職員のみが必要な情報にアクセスできるようにする。
- ・システムの陳腐化を回避するための措置を講じる。
- ・本人確認のために生体認証の方式は、顔認証、手の静脈認証及び指紋認証に限るものとし、生体情報の採取は民間事業者が行う。

(保安区域内)

- ・国の職員が必要に応じ、閲覧できること。
- ・庁舎棟、第1管理棟、第2管理棟、収容棟、職業訓練棟、教室、体育館及び運動場などの入退出情報を一覧表形式で参照が可能なこと。
なお、収容棟、職業訓練棟など、保安警備上、その内部で被収容者ごとの入退出制限が必要な場所では、部屋ごとに入退出情報を把握できるようにすること。
- ・被収容者が、現在保安区域内のどの区域にいるか、一覧表形式で参照が可能なこと。
- ・特定の被収容者又は入場者の一定区域の入退出制限が直ちにかつ確実にできること。
- ・被収容者が許可なく通路から離脱する等の異常な行動をとった場合、その把握及び警告が可能なこと。
- ・過去1か月間以上の入退出情報を保安区域入口等ごとに一覧表で参照が可能なこと。
- ・職員、被収容者、面会者及び来訪者の通行証等において、各区域への入退出制限を島根あさひセンター長又は島根あさひセンター長から指示を受けた国の職員（以下（2）中において「特定ユーザ」という。）により設定できること。
また、非常時の入退出制限設定も可能なこと。
- ・被収容者同士のすり替え等により、被収容者と当該被収容者の位置情報に不一致が生じることのないようにすること。
- ・特定ユーザは通行証等の属性情報の設定が可能なこと。
- ・特定ユーザは通行証等を利用可／不可の設定が可能なこと。
- ・被収容者については、職業訓練棟などの出入口において、生体認証等を活用した本人確認を行うこと。
- ・各種面会室、面会事務室、被収容者用面会控室、眼科診察室、医務エリア、集団処遇室、委員面接室、各病室、各教室、宗教教誨室、調髪訓練室、各居室、各多目的ホール、各更衣室、各訓練室、1階回廊各所、3階回廊各所、各被収容者用階段、各配食用ワゴン置き場等の扉、その他職員が通行するもののうち、業務上電気錠である必要が認められる箇所（庁舎棟、第1管理棟、職員用通路、第2管理棟、S E棟及び各体育館を含む。）を遠隔制御で一斉施開錠できること。

<通行証等>

- ・耐水性に優れていること。

- ・小型軽量であること。
 - ・器具等を使用する場合には、被収容者に過度の拘束感を与えないようにすること。
 - ・被収容者同士で容易にすり替えができないようにすること。
- なお、要求水準等において示される機能を満たすことができる場合、通行証等を用いないシステムを提案することができる。通行証等を用いないシステムを導入する際には、国と協議の上、必要に応じて要求水準等の内容を見直し、修正内容について国の承諾を得るものとする。

(護送中)

- ・中央監視室において閲覧できること。
- ・中央監視室において、職員及び被収容者の位置情報を地図形式で常時把握が可能なこと。
- ・特定ユーザは通行証等の属性情報の設定が可能なこと。

<通行証等>

- ・小型軽量であること。
- ・器具等を使用する場合には、被収容者に過度の拘束感を与えないようにすること。
- ・被収容者が容易に取り外せない構造とすること。

(施設外における刑務作業又は職業訓練中)

- ・中央監視室において閲覧できること。
- ・施設外において刑務作業又は職業訓練中の受刑者を監視する職員（以下「監視職員」という。）が閲覧できること。
- ・中央監視室において、監視職員及び受刑者の位置情報を地図形式で常時把握が可能なこと。
- ・監視職員が受刑者の位置情報を地図形式で常時把握が可能なこと。
- ・特定ユーザは通行証等の属性情報の設定が可能なこと。

<通行証等>

- ・小型軽量であること。
- ・器具等を使用する場合には、受刑者に過度の拘束感を与えないようにすること。
- ・受刑者が容易に取り外せない構造とすること。
- ・作業又は職業訓練に支障を来さないような構造とすること。

(その他)

- ・操作が容易であること。

第6 作業業務

本業務は、受刑者が社会復帰に資する有用かつ必要な作業を実施することを通じて、受刑者に正しい勤労の習慣や、就労に必要な技能を身に付けさせるとともに、受刑者を円滑に社会復帰させることを目的とする。

加えて、労役場留置者に対し、必要な量の作業を提供する。

本業務においては、島根あさひセンター周辺の豊かな自然を活用し、地域住民や関係団体の協力を得て、地場産業を刑務作業又は職業訓練として取り入れるとともに、開放的な処遇に適した受刑者に対しては、施設外においても刑務作業又は職業訓練を実施する。また、受刑者の特性に応じ、必要な職業訓練を実施し、職業訓練で習得した知識又は技能を刑務作業で維持向上させ、出所後の就労に繋げるなど、職業訓練、刑務作業及び就労支援を一貫して実施する。さらに「再犯防止×地域課題解決」というコンセプトの下、例えば地域での不要品を有効活用した作業などに取り組む。

1 作業企画支援業務

(1) 作業企画支援

ア 業務内容

- ・国に対し、職場体験、社会貢献作業及び外部通勤作業なども含め、幅広く作業を実施するために必要な企画支援を行う。
- ・国が実施する作業の企画支援として、国に対し、作業を提供する企業等（以下「作業提供企業」という。）を確保する。
- ・なお、作業の実施に際して、作業提供企業は、毎年度、島根あさひセンター長と「作業契約」を締結し、地域の最低賃金を基準とし、就業受刑者の技能の程度、作業内容、刑務作業の特殊性などをしんしゃくして契約で定めた労賃を国に支払う。

イ 要求水準

- ・各受刑者が職業訓練と併せて矯正処遇として義務付けられた時間の作業を実施できるよう必要な作業を確保し、提供する。ただし、作業を提供する者は複数となっても構わない。
- ・身体障害を有する者（高齢者を含む。）及び精神・知的障害を有する者に対しては、その障害特性に応じた作業を提供する。
- ・作業提供企業により提供される作業内容は、社会における労働需要を踏まえた生産的であって、かつ達成感を感じさせるもの、又は場合によっては受刑者の能力・資質に合ったものとする。
- ・一定の製品を作る作業だけでなく、バックオフィス業務などPCを使った事務処理作業や、ITを活用した作業など、受刑者の適性を踏まえつつ、社会における様々な職種に関わる多様な作業を提供する。
- ・事務処理に必要なPCスキル等の習得を職業訓練で行い、習得した技能を生かしてバックオフィス業務などのPCを使った事務処理作業を実施するなど、職業訓練と有機的に連携させることができる作業を提供する。
- ・作業提供企業により提供される作業内容は、過度に危険又は不衛生なものであってはならない。

- ・アメリカ合衆国、英国など刑務作業製品の輸入が禁止されている国に輸出するための作業は提供しない。
- ・必要な作業用機器を提供し、作業提供企業自らの責任で維持管理を行う。
- ・必要な原材料等を提供し、作業提供企業自らの責任で出納・保管を行う。
- ・作業製品は作業提供企業自らの責任で検査し、搬送する。
- ・作業提供企業は、製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項第2号及び第3号に規定する製造業者として同法第3条に規定する製造物責任を負う。
- ・毎年度、就業人員、作業量等を定めた計画を作成し、島根あさひセンター長の承認を受ける。

(指定作業等)

- ・次の①～⑤については、生産作業又は職業訓練として実施する。

【施設内作業】

① ハウス栽培等

- ・施設内に栽培施設・設備等を整備し、ハウス栽培、施設園芸等を実施する。
- ・特化ユニットの身体障害、精神・知的障害を有する受刑者が実施可能な作業を提供することに配慮する。
- ・生産した農作物については、本事業の基本方針である「地域との共生」に配慮しつつ、有効に活用する。

② 露地栽培

- ・施設内で農作物、楮栽培等を実施する。
- ・成果物については、本事業の基本方針である「地域との共生」に配慮しつつ、有効に活用する。

【施設外作業】

※ 施設外での作業については、次の作業を含めて40名程度分の作業量を確保する。

③ 新開団地での農作業

- ・浜田市が所有する新開団地（地番：浜田市金城町七条イ735番9、浜田市金城町下来原1562番1、利用可能面積：10.3ha）を使用貸借し、農作業を実施する。
- ・受刑者20名程度を就業させる。
- ・職業訓練で生産した農作物については、本事業の基本方針である「地域との共生」に配慮しつつ、有効に活用する。
- ・別紙3「新開団地での農作業実施に係る留意点」を遵守する。

④ 近隣の農業生産法人等の農業支援

- ・施設周辺（おおむね車で30分以内）の農業生産法人等の農地において農作業の支援を実施する。
- ・支援先ごとにおおむね10名程度の受刑者を就業させる。

- ・複数の農地において農業支援を実施するなど、通年での作業実施を可能にする。

【施設内外を問わない作業】

⑤ 再犯防止×地域課題解決

- ・地元の企業・団体等と連携し、地域の不用品や地場産業を利活用した製品作り等を実施する。
- ・職業訓練の成果物については、本事業の基本方針である「地域との共生」に配慮しつつ、有効に活用する。

2 技術指導業務

※ 労役場留置者に係る技術指導及び安全衛生指導については国が実施

(1) 作業技術指導

ア 業務内容

製品の品質管理・工程管理等の観点から技術指導者を派遣し、受刑者に対して技術指導を行う。

イ 要求水準

- ・直接受刑者に接する場合は、作業の技術指導のみを行い、作業上必要のない会話を行わない。
- ・指導に当たっては、懇切丁寧な態度で接する。
- ・受刑者が指導に応じない場合は、職業訓練棟担当の国の職員に連絡する。
- ・故意による不良品の製作等、適切な作業実施がなされていない場合は、速やかに職業訓練棟担当の国の職員に連絡する。
- ・あらかじめ作業実施の手順を策定し、島根あさひセンター長の承認を受ける。
- ・作業実施の手順及び遵守すべき事項等を受刑者に分かりやすく周知する。

(2) 安全衛生管理等指導

ア 業務内容

作業の形態別に、安全衛生の確保及び公害防止に関する指導を行う。

イ 要求水準

- ・あらかじめ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び「受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3338号大臣訓令）等を参照し、提供する作業の内容に応じた作業安全衛生指導に関する計画を作成し、島根あさひセンター長の承認を受ける。
- ・作業安全衛生教育を実施した場合は、その記録を作成し、出所後3年間保存する。
- ・安全衛生教育を行うために免許が必要な場合は、当該免許を有する作業指導員を配置する。

3 職業訓練

ア 業務内容

- ・受刑者に対し、社会復帰に必要な職業的知識や技能を習得させるとともに、社会貢献を実現するために必要な技能等を修得させる。また、その結果について島根あさひセンター長に通知する。
- ・職業訓練の実施に際しては、受刑者の円滑な社会復帰を想定し、より社会に近い処遇実施のための効果的な職業訓練科目を幅広く導入する。

イ 要求水準

- ・全受刑者の年間平均で週5時間以上の職業訓練が実施でき、かつ複数科目の受講が可能となるよう必要な職業訓練科目を確保し、提供する。
- ・身体障害を有する者（高齢者を含む。）及び精神・知的障害を有する者に対しては、その特性に応じた訓練科目を受講できるようにする。
- ・職業訓練は営利を主たる目的とするものであってはならない。
- ・導入する訓練科目は、受刑者の適性を踏まえつつ、社会の労働需要に見合った、かつ刑務作業、改善指導又は就労支援との連携を図り、習得した知識、技術及び資格が就労に直結するようなものを多く取り入れる。
- ・通常導入する職業訓練のほか、再犯防止に資するよう、出所後の生活を想定した、より社会に近い環境での就労経験を付与するため、刑事施設外処遇又はこれらと同等の環境を体験できるメタバース等の仮想空間を組み入れた効果的な職業訓練を行う。
- ・出所後の就労に直結する実効性のある職業訓練（当該職業訓練修了者を対象に、同訓練実施企業による雇用や、同訓練で得た知識・技能を生かせる職種への就労に結び付けることなど）を行う。
- ・導入する職業訓練について、大学等の研究機関と協力するなどして効果の検証を行う。

なお、効果の検証については、改善指導の効果の検証（第7にて記述）を含めでも差し支えない。

- ・必要な機器等を提供し、自らの責任で維持管理を行う。
- ・必要な原材料等を提供し、自らの責任で出納・保管を行う。
- ・必要がある場合には、外部の協力者を講師として活用する。
- ・職業訓練により得られた成果物は自らの責任で検査し、搬送する。
- ・職業訓練を提供した民間事業者は、製造物責任法第2条第3項第2号及び第3号に規定する製造業者として同法第3条に規定する製造物責任を負う。
- ・収容動向の変化、社会の労働需要又は効果の検証等を踏まえて、訓練内容を適時変更するほか、毎年度、訓練種別ごとに、訓練人員、訓練内容等を定めた計画を作成し、島根あさひセンター長の承認を受け、所定の手続を行う。
- ・職業訓練を実施した場合は、「受刑者等の作業に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3327号大臣訓令）等に基づき、所定の帳簿等を作成するほか、職業訓練に関する報告文書等の作成も行う。
- ・指導者の手配に当たっては、あらかじめ島根あさひセンター長の承認を受け、派遣に伴う経費を負担する。

(指定職業訓練)

・次の①及び②については、職業訓練として実施する。

① 現実空間と同等程度の技術習得が可能なVRを活用した職業訓練

- ・建設関係、自動車整備、機械・金属加工など実習のために場所や機材等の整備が必要なもののうち、VRでの訓練が適している技能を取り入れる。
- ・現実空間で行われている既存の職業研修や技能実習の教材等の内容を踏まえるとともに、現実空間で行われている訓練の再現度を高める工夫又は再現度を担保する工夫を行う。
- ・仮想空間の特徴を生かし、習熟度の向上や学習機会の拡張に資する効果的な訓練機能を有する。
- ・講師がVR内で指導を行えるようにする。

② メタバース空間上のデザイン技術を習得する職業訓練

- ・3DCG技術など、メタバース空間上のデザイン技術を習得できるようにする。
- ・技術習得過程で製作したものについては、本事業の基本方針である「地域との共生」に配慮しつつ、有効に活用する。

4 その他作業事務支援

ア 業務内容

受刑者の作業等工の審査に関する事務を行うほか、作業事務支援システムなどを用いて所定の文書等の作成を行う。

イ 要求水準

- ・「作業報奨金に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3343号大臣訓令）等に従い、十等工から一等工までである作業等工の審査に必要な作業成績に関する書類を作成する。
- ・「刑務作業の事務取扱いに関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3332号大臣訓令）等に基づき、各種統計資料を作成する。

第7 教育業務

本業務は、受刑者の改善更生を図り、再犯に陥らないための心構えを身に付けさせるとともに、円滑な社会復帰を促進することを目的とする。

また、未決拘禁者及び労役場留置者に対し、書籍等の閲覧を行う機会を提供することを目的とする。

※ 刑事収容施設法上、労役場留置者に対し改善指導及び教科指導を実施する義務はないと解釈される一方、本人の同意に基づき島根あさひセンター長の裁量で改善指導及び教科指導を事実上行うことはあるが、留置されている期間等を勘案し、労役場留置者については、改善指導及び教科指導の実施を要求水準上、特に求めないこととする。

1 教育企画業務

(1) 視聴覚教育

ア 業務内容

主として余暇時間を利用して、映画、テレビ、ラジオ等を通じ、社会生活に必要な教養を身に付けさせるとともに、円滑な社会復帰のために社会の情報を適切に被收容者に伝える。

イ 要求水準

- ・被收容者に対し、余暇時間及び各種指導等に参加することを義務付けられた時間の範囲内で、視聴覚教育を実施する。
- ・テレビ・ラジオについては、必要な場合、事前に録画又は録音した上で放送できるようにする。
- ・放送に当たっては、あらかじめ島根あさひセンター長の承認を受ける。

(2) 通信教育

ア 業務内容

被收容者の希望する通信教育講座を提供する（必要な費用は被收容者が負担する。）。

イ 要求水準

- ・通信教育講座は、被收容者の知的教養の向上を図り、また、社会復帰に必要な知識・技能を修得するために有益な科目とする。
 - ・科目については、被收容者の希望を考慮した上で、毎年度、通信教育計画を策定し、島根あさひセンター長の承認を受ける。
- なお、国が指定した場合（この場合の経費は民間事業者が負担する。）を除き、必要な費用は被收容者が負担する。

(3) 改善指導

ア 業務内容

- ・受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために必要な指導を企画・立案し、これを実施するための専門スタッフの手配・連絡調整等を行う。
- ・受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に有効な一般改善指導を企画・立案し、実施する。
- ・個々の受刑者の問題性に着目した特別改善指導を企画・立案し、実施する。例えば、薬物依存離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導などを、受刑者の円滑な社会復帰に資する効果的な手法を導入し、実施する。

イ 要求水準

- ・全受刑者の年間平均で週5時間以上（一般改善指導及び特別改善指導の合計時間数とする。）の改善指導が実施でき、かつ、少なくとも1年に1人1回以上の改善指導の受講が可能となるよう必要な改善指導を策定し、実施する。
- なお、実施に当たっては、あらかじめ島根あさひセンター長の承認を受ける。

- ・一般改善指導として15プログラム以上及び特別改善指導として4プログラム以上を実施する。
- ・受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資する改善指導を実施するほか、導入する改善指導について、作業、職業訓練又は社会復帰支援との連携を図るとともに、大学等の研究機関と協力するなどして効果の検証を行う。
- ・通常実施する改善指導のほか、再犯防止に資するよう、出所後の生活を想定した、より社会に近い環境を体験させるため、対象となる受刑者全員に対して、カリキュラムに刑事施設外処遇又は実際の社会環境と同等の環境を体験できるVRやメタバースなどを活用したデジタル空間内での指導等を組み入れるなどの効果的な改善指導を行う。
 なお、実施に当たっては、あらかじめ島根あさひセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。デジタル空間内でのプログラムについては、試行期間を設けることができるものとし、新たな取組を事業内容として導入する際には、国と協議の上、既存の取組を縮小・廃止等することができる。
- ・専門スタッフの手配に当たっては、実施する指導の効果を上げる人材を提案し、あらかじめ島根あさひセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。
- ・連絡調整に係る事務処理を迅速かつ的確に対応する。
- ・「受刑者の各種指導に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3348号）等に基づき、全受刑者に対し、一般改善指導を実施するとともに、国が指定する受刑者に対し、特別改善指導を実施する。指導に当たっては、タブレット端末の活用のほか、グループワークやワークブック形式等により、効果的な指導等を行う。
- ・窃盗や詐欺など、現に収容されている受刑者の罪名を踏まえ再犯防止に資する効果的な改善指導を行う。
- ・一般改善指導として、生活技能訓練（SST）や就職面接の練習など、出所後の就労に資する知識及び技能を付与するための指導を個々の就労ニーズに合わせて実施する。
- ・指導開始前にはオリエンテーションを、終了後にはフォローアップを行う。
- ・収容動向の変化、効果の検証等を踏まえ、毎年度、指導内容等の計画を作成し、島根あさひセンター長の承認を受け、所定の手続を行う。
- ・改善指導を実施するごとに報告書を作成し、島根あさひセンター長に報告する。オリエンテーション及びフォローアップの状況についても同様とする。
- ・受刑者が指導に応じない場合は、国の職員に連絡する。
- ・国が実施する各種指導等に係る研修において、国と調整の上、必要な協力を行う。

(指定改善指導)

- ・次の①～③については、一般改善指導として実施する。

① 回復共同体プログラム

- ・TC又は同等のプログラムを実施する。

② 動物介在型プログラム（1）

- ・盲導犬又はPR犬を介在させるとともに、地域の方の関与を取り入れたプログラムとする。
- ・国内又は海外における実践例を参考にするなど、動物を介在させることによる効果を生かしたプログラムを行う。

③ 動物介在型プログラム（2）

- ・島根あさひセンター内にある厩舎を活用する。
- ・国内又は海外における実践例を参考にするなど、動物を介在させることによる効果を生かしたプログラムを行う。

（4）教科指導

ア 業務内容

国が指定した受刑者に対し、補習教科指導及び特別教科指導を実施する。

イ 要求水準

- ・受刑者の出所後の円滑な社会復帰に資する教科指導を実施する。
- ・「受刑者の各種指導に関する訓令」等に基づき、補習教科指導及び特別教科指導を実施する。
- ・専門スタッフや指導者を手配する場合は、実施する指導の効果を上げる人材を提案し、あらかじめ島根あさひセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。
- ・タブレット端末等のICTを活用し、幅広い知識を効果的に習得できるようにする。
- ・収容情勢の変化等を踏まえ、毎年度、指導内容等の計画を作成し、島根あさひセンター長の承認を受け、所定の手続を行う。
- ・受刑者が指導に応じない場合は、国の職員に連絡する。

（5）刑執行開始時及び釈放前の指導

ア 業務内容

国が実施する刑執行開始時及び釈放前の指導の際に、民間事業者において実施する職業訓練、改善指導等の内容について説明し、参加への意欲を高めるとともに、その意義を理解させ、各種処遇の効果が表れやすくなるようにする。

イ 要求水準

- ・国と調整の上、刑執行開始時の指導の際に、民間事業者において実施する職業訓練や改善指導等に関する講義を行う。講義は、受刑者がその意義を理解し、参加への意欲を高めることができるよう、双方向のやり取りを組み込むなど、工夫した内容とする。また、作業、職業訓練及び改善指導が相互に関連していることを理解させ、受刑生活全般において、改善更生の意欲を喚起する内容とする。
- ・「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3312号大臣訓令）等に基づき、国が実施する釈放前の指導以外の時間

に、国と調整の上、出所後の社会復帰に資するプログラムを3時間以上提案する。

プログラムは、受刑者が出所後の生活をより具体的に想定できるよう、仮想空間上で社会生活を体験させるなど、工夫した内容とする。

(6) 特化ユニットにおける各種プログラムの企画・運営

ア 業務内容

- ・特化ユニットにおいて、関係部門と連携し、受刑者の特性に応じた各種プログラム（社会生活技能訓練、個別カウンセリング等（あるいは、それらと同等以上の処遇効果が期待できる処遇技法）を想定）を実施できるよう、所要の専門スタッフを確保する。
- ・各種プログラムの実施に必要な機器・材料等を整備し、保守・点検を行う。

イ 要求水準

- ・専門スタッフ（社会福祉士（精神・知的障害を有する者を収容するユニットにあっては精神保健福祉士）、公認心理師又はこれらと同等以上の専門性を有する者をいう。）3名以上を確保し、各種プログラムを実施する。
- ・各種プログラムの実施計画等に係る書類又は電子データの適正な管理を行う。
- ・各種プログラムを実施記録の書式を準備するとともに、実施記録に係る書類又は電子データの適正な管理を行う。
- ・社会適応のための訓練が必要なユニットにあっては、スタッフ（国の職員を含む。）全員によるミーティングを少なくとも週1回実施できるよう、必要な連絡調整を行う。
- ・各種プログラムを実施するために必要な機器・材料等を整備し、正常に使用できる状態を維持する。

(7) その他教育企画

ア 業務内容

上記（5）以外の刑執行開始時及び釈放前の指導を実施する上で必要な外部講師の手配・連絡調整を行う。

イ 要求水準

- ・外部講師の手配に当たっては、指導の効果を上げる人材を提案し、あらかじめ島根あさひセンター長の承認を受ける。
- ・連絡調整に係る事務処理を迅速かつ的確に対応する。

2 図書管理業務等

ア 業務内容

- ・被収容者の勉学、教養及び娯楽に必要な図書を収容棟に計画的に整備し、図書の管理を行う。
- ・被収容者に対する書籍等の閲覧の制限の可否を検討するための一次的な検査等を行う。

イ 要求水準

- ・被収容者の希望を考慮し、毎年度、図書の入替えを行うこととし、あらかじめ整備計画を策定し、島根あさひセンター長の承認を受ける。
- ・図書の検索・貸出し・返却の管理が行えるシステムを運営する。
- ・図書は、被収容者一人当たり10冊以上確保することとする。
なお、民間事業者は、あらかじめ国の承諾を得た場合、電子書籍にて図書を整備することができるものとする。
- ・被収容者の希望を考慮し、各職業訓練棟及び収容棟に日刊紙2紙を備え付ける。
- ・被収容者に対する書籍等の閲覧の制限の要否を検討するための一次的な検査等は、国から指定されたリスト又は基準に従って行い、検査の結果、書籍等の全部又は一部がリスト又は基準に該当する疑いが生じた場合は、直ちに当該書籍等を国の職員に連絡する。
なお、被収容者に対する書籍等に係る一次的な検査の漏れが生じないよう管理する。

第8 医療業務

本業務は、被収容者が健康に収容生活を送り、社会復帰することできるよう、健康の保持及び疾病の治療をすることを目的とする。

1 健康診断業務

ア 業務内容

被収容者の入所時、定期及び刑事施設における保健衛生上必要があるときに健康診断を行う。

イ 要求水準

- ・被収容者の入所後速やかに、次の診断項目について健康診断を行う（週1回程度実施する）。

（診断項目）

- ① 既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の検査
- ③ 身長及び体重の測定並びに視力及び聴力の検査
- ④ 血圧の測定
- ⑤ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- ⑥ 胸部エックス線検査
- ⑦ 血色素量及び赤血球数の検査
- ⑧ 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査
- ⑨ 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査
- ⑩ 血糖検査

⑪ 心電図検査

- ・ 前回受診から1年以内に全ての被収容者に対して健康診断（定期健康診断）を行う。

- ・ 40歳以上の被収容者について、以下の項目の特定健康診査を行う。

なお、定期健康診断で特定健康診査項目を含めて差し支えない。

① 肝機能検査（GOT(AST)、GPT(ALT)、 γ -GTP)

② 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）

③ 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）

④ 腹囲の検査等

- ・ 40歳以上の被収容者のうち検査を希望する者に対して、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施する。

- ・ 厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく検診を実施する。

- ・ 刑務作業に従事する受刑者に対して、安全衛生上の健康診断として厚生労働省令に定める項目の健康診断を実施する。

- ・ 国の指定した被収容者に対して感染症等の検査を実施する。

- ・ 感染症（特に結核）の確実な把握に努める。

- ・ 診断結果を被収容者の健康管理や診療に活用することができるよう、医師等との緊密な連携を図ることのできる体制とする。

- ・ 診断結果は速やかに島根あさひセンター長に通知する。

2 外部医療機関との連絡調整、レセプト審査

ア 業務内容

- ・ 外部の医療機関が診療所の運営を行うための連絡調整業務を行う。

- ・ 外部医療機関から送付されたレセプト（診療所の管理を委託した場合における当該診療所において作成されたレセプトを含む。）の審査及び集計を行う。

イ 要求水準

- ・ 被収容者が外部医療機関で診療を受ける際、必要な連絡調整のため外部医療機関に同行するほか、連絡調整に係る事務処理を迅速かつ的確に対応する。

- ・ レセプト審査を正確に行う。

- ・ 審査により問題があると判断したレセプトは、外部医療機関に連絡して調整を依頼する。

3 常備薬の管理業務等

ア 業務内容

- ・ 被収容者が服用するための常備薬を整備・保管し、必要に応じ被収容者に投与する。

- ・ 被収容者が購入する一般用医薬品の仕入れ、検収及び引渡しを行う。

イ 要求水準

- ・平日の午前8時30分から午後5時までの間、薬剤師又は登録販売者を1名以上配置する。
- ・「備薬等の品目及び数量並びに薬剤の使用に関する基準について」（平成28年法務省矯医第9号矯正局長依命通達）に定められた常備薬（同等の効能を有するものを含む。）は、少なくとも備えることとする。
- ・必要な場合に直ちに提供できるよう常備薬を保管する。
- ・所定の帳簿を作成する。
- ・被収容者が購入を希望し、発注された一般用医薬品を仕入れ、被収容者ごとに仕分けを行った上で、当該被収容者に引き渡す。

4 医療設備の維持管理・更新

ア 業務内容

- ・総合診療科、内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、精神科及び歯科の診療設備として別添「医療機器一覧」に掲げる機器の適正な保守・点検を行うとともに、必要に応じ所要の滅菌や清掃等を行うことにより正常に使用できる状態を維持する。
- ・医療機器の使用効率の把握・記録、劣化・破損等のデータ記録を行い、蓄積されたデータに基づき機器の更新を行う。

イ 要求水準

- ・医療機器は、正常に使用できる状態を維持するため、フルメンテナンスを行い、ソフトウェアは定期的に最新版に更新する。
- ・医療機器の管理台帳の作成、記入及び管理を行う。
- ・蓄積されたデータに基づき、医療機器の更新計画案を作成し、国に対して提案する。
- ・提案された案を参考に国が決定した更新計画に基づき、医療機器の更新・保守管理を行う。

なお、各機器の更新は、別添「医療機器一覧」に示された回数行うものとする。

5 医療関係事務

ア 業務内容

- ・歯科治療等の自己負担による診療代について領置金から引き落としを行う。
- ・医療に関する各種の報告文書等を作成する。
- ・医療業務が円滑に進むよう、診療や検査に係る各種事務を行う。

イ 要求水準

- ・診療録の保存期間について、医師法による保存期間とは別に、行政文書として、5年以上保存する。
- ・法令等に従い、適切かつ確実に実施する。

6 理学療法・作業療法等の実施業務

ア 業務内容

- ・身体又は精神に障害のある受刑者及び高齢受刑者で養護的処遇を必要とする者に対して理学療法又は作業療法を実施できるよう、所要のスタッフを手配して実施体制を整えるほか、必要な機器を整備する。
- ・関係部門との連絡調整を密に行う。

イ 要求水準

- ・身体又は精神に障害のある受刑者及び高齢受刑者で養護的処遇を必要とする者に対し、週3日（1日1時間程度）以上の理学療法又は作業療法を実施するために必要な専門スタッフ（理学療法士又は作業療法士）1名以上を確保し、実施体制を整える。
- ・理学療法・作業療法等の実施に当たっては、受刑者に積極的な働き掛けを行うとともに、医師の指示の下、受刑者の症状に合わせて個々に計画を策定し、島根あさひセンター長の承認を得る。
- ・理学療法又は作業療法を実施するために必要な機器を整備し、正常に使用できる状態を維持する。
- ・連絡調整に係る事務処理は、迅速かつ的確に対応する。

第9 分類業務

1 処遇調査事務支援

ア 業務内容

国の職員が行う処遇調査の事務支援（システムへの情報入力を含む。）を行う。

イ 要求水準

- ・専門的な知識・技能を有した職員により、カウンセリング、心理検査等の実施、処理及び当該データの管理を行う。
- ・定期再調査及び臨時再調査の対象者の繰り出し、一覧表の作成等当該データの管理を行うとともに、面接調査を実施する。
なお、養護的処遇を必要とする受刑者及び社会適応のための訓練が必要な受刑者に対しては、少なくとも3か月に1回以上の面接調査を実施する。
- ・心情不安定な受刑者に対し、適宜、カウンセリングを実施する。
- ・その他「受刑者の処遇調査に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）、「受刑者の処遇要領に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3310号大臣訓令）等に従い所定の文書案作成等を行う。
- ・処遇審査会の運営に関する事務を行う。
- ・収容生活の進度に応じた被収容者の心情変化を把握し、被収容者の円滑な社会復帰に向けた実効性のある働き掛けを実現するため、被収容者のニーズに応じて関係部門とのミーティング等を行う。
- ・国の管理するシステム（支援システム）への入力は、操作マニュアルに基づき適正に実施する。

2 審査関係事務支援

ア 業務内容

国の職員が行う制限区分の指定・変更及び仮釈放申請に係る審査に関する事務支援を行う。

イ 要求水準

- ・審査対象者の一覧表作成及び当該データの管理を行う。
- ・その他「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3321号大臣訓令）等及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」（平成20年法務省令第28号）等に従い所定の文書作成等を行う。

3 保護関係事務支援

ア 業務内容

保護関係機関等との連絡調整及びそれに伴う事務（文書発送を含む。）を行う。

イ 要求水準

- ・国の職員の指示に従い、連絡調整に係る事務処理を迅速かつ確実に実施する。
- ・連絡調整は、専門的な知識・技能を有したソーシャルワーカー（社会福祉士又は精神保健福祉士）が中心となって行う。

- ・「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」等に従い、所定の文書作成等を行う。
- ・釈放時保護に係る業務を支援する。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に従い、所定の文書作成等を行う。

4 社会復帰支援

ア 業務内容

- ・円滑な社会復帰を実現するために、「受刑者の社会復帰支援に関する訓令」（令和5年法務省矯成訓第10号大臣訓令）等に従い、社会復帰支援を実施する。

イ 要求水準

- ・被収容者の円滑な社会復帰に資するため、就労関係機関（ハローワーク、更生保護官署、更生支援施設、自治体福祉関係団体等）及び就労関係民間団体との関係性の構築、連絡調整及び必要な文書の作成等を行う。
- ・就労支援に関する専門的な知識・技能を有した職員により、面接等を行い、被収容者の出所後の生活に向けた就労先とのマッチング支援を実施する。
- ・出所後の生活を想定した、より社会に近い環境での就労支援を実施するため、対象となる被収容者全員に対して、カリキュラムに刑事施設外処遇又は実際の社会環境と同等の環境で職場体験等ができるVRやメタバースなどを活用したデジタル空間内でのプログラムを組み入れることにより、効果的な社会復帰支援を行う。
- ・実効性のある社会復帰支援の実現のため、被収容者の必要性に応じて、関係部門とのミーティング等を行う。
- ・作業、職業訓練及び改善指導を効果的に組み合わせ、受刑期間の早い段階から、出所後の就労等の生活プランを考えさせ、そのために必要な知識・技能を計画的に習得できるようにする。
- ・福祉的支援に必要な受刑者のリストを作成するなどしてその掘り起こしを行うとともに、福祉的支援の必要な受刑者に対しては、支援ニーズの把握及び支援を受けることへの動機付けを行う。
- ・保護調整を進めていく際、生活保護等の福祉制度を最大限利用できるよう手配するとともに、当該受刑者に対し制度についての十分なオリエンテーションを実施する。

別添 医療機器一覧

設置場所	品目	メーカー	品番	数量	耐用年数	更新回数	購入年月日	更新予定
第1管理棟等	C Rコンソール (P C)	コニカミノルタ	REGIUS MODEL110	1	6	1	2014/3/19	今後オーバーホール予定
	C Rパソコン	コニカミノルタ	画像表示WS PACS-CL PC本体 9	1	6	1	2014/3/19	今後オーバーホール予定
	C Rパソコン	コニカミノルタ	画像表示WS PACS-CL PC本体 9	1	6	1	2014/3/19	今後オーバーホール予定
	C Rパソコン一式	コニカミノルタ	画像診断WS I-PSCS EX 250GB-6	1	6	1	2014/3/19	今後オーバーホール予定
	C R読取り装置	コニカミノルタ	不明	1	6	1	2014/3/19	今後オーバーホール予定
	ドライプリンター	コニカミノルタ	不明	1	6	1	2014/3/19	今後オーバーホール予定
	直接X線撮影装置一式	東芝メディカルシステムズ (株)	KX0-25S コンソールパネル	1	6	1	2008/10/1	今後オーバーホール予定
	ブッキー撮影台	東芝メディカルシステムズ (株)	SA-A/56B	1	4	1	2008/10/1	
	立位撮影台	東芝メディカルシステムズ (株)	SA-63	1	—	1	2008/10/1	
	L E D重合器	デントクラフト	DCブルーレックス	1	4	1	2008/10/1	
	TAKAZONO SteriWit (滅菌)	タカゾノ	SS-TAIN1	1	4	0	2023/9/26	
	エアースケーラー	ヨシダ	SALLY	1	6	1	2008/10/1	
	エアースケーラー	ヨシダ	SALLY	1	6	1	2008/10/1	
	オートクレーブ	高園	MC-R220	1	4	0	2018/10/1	
	オートスパイロ	ミトナ医科学	AS307	1	6	1	2012/7/31	
	オートスライディングテーブル	イナミ	K-1500	1	5	0	2008/10/1	
	オートスライディングテーブル	イナミ	K-1500	1	5	0	2008/10/1	
	オートレフケラトメーター	ニデック	ARK-1A	2	8	1	2019/10/10	
	オートレンズメーター	ニデック	LM-1800PD	1	8	1	2019/10/10	
	オートレンズメーター	ニデック	LM-1800PD	1	8	0	2019/10/10	
	ガッターカット	茂久田商会	TYPE 1810	1	4	1	2008/10/1	
	クアトロケア 2 1 0 4 A	kavo	クアトロケア2104	1	4	1	2008/10/1	
	シャウカステン	木原医科工業	KSA-313E	1	—	0	2008/10/1	
	シャウカステン	木原医科工業	KSA-313E	1	—	1	2008/10/1	
	シャウカステン	木原医科工業	KSA-313E	1	—	0	2008/10/1	
	スタンド式血圧計 (上肢台付き)	ナビス	620+APD-002	2	6	1	2008/10/1	
	スリットランプ	カールツアイス	SL-130	1	8	0	2008/10/1	今後更新予定
	スリットランプ	カールツアイス	SL-130	1	8	0	2008/10/1	今後更新予定
	スリットランプ用ボルクノンコンタクトレンズ	キーラーアンドワイナー	VDGTLWF	2	—	0	2008/10/1	
	セルタクアルファ (全自動血球計数器)	日本光電	MEK6500	1	5	1	2018/2/26	
	デジタルクリアフィールドレンズ	キーラーアンドワイナー	VDGTLCF	2	—	0	2008/10/1	
	デジタルクリアマグレンズ	キーラーアンドワイナー	VDGTLCM	2	—	0	2008/10/1	
	デジタルパノラマX線装置	ヨシダ	パノラ15	1	6	1	2008/10/1	今後オーバーホール予定
	デンタルX線装置	ヨシダ	デントナビ(デジタル撮影対応)	1	6	1	2008/10/1	今後オーバーホール予定
	パワーセレクトター	ヨシダ	パワーセレクトター	1	6	0	2008/10/1	
	無散瞳眼底カメラ	リイツメディカル	TRC-NW400	1	8	0	2019/10/10	
	ノンコンタクトトノメータ	ニデック	NT-530	2	8	0	2019/10/10	
	ハイグレイドルーペ	エッセンバツハ	265570	1	3	0	2008/10/1	
	ハイグレイドルーペ	エッセンバツハ	265570	1	3	0	2008/10/1	
	バイプレーター	ヨシダ	ハイアスパラα	1	4	1	2008/10/1	
	パルスオキシメーター	ナビス	9550 オニックスII (8-7441-11)	2	6	1	2008/10/1	
	パルプテスター	ヨシダ	26-37679	1	6	1	2008/10/1	
	フィルムビューアー	ヨシダ	パネルパノラマシャウカステン(ユニットオプション)	2	8	0	2008/10/1	
	マインスターワイドフィールドドレーザーレンズNMR型	オキュラー	OMRA-WF-2	1	—	1	2008/10/1	
	マインスターワイドフィールドドレーザーレンズNMR型	オキュラー	OMRA-WF-2	1	—	0	2008/10/1	
	レーザー3面鏡	オキュラー	AU900-2	1	—	0	2008/10/1	
	レーザー3面鏡	オキュラー	AU900-2	1	—	0	2008/10/1	
	レーザー3面鏡 (小児用)	オキュラー	AU900-2-11	1	—	0	2008/10/1	
	レーザー3面鏡 (小児用)	オキュラー	AU900-2-11	1	—	0	2008/10/1	
	レンズケース	キーラーアンドワイナー	FOAM4×6	2	—	0	2008/10/1	
	握力計	ナビス	スメドレー 0-1019-01	1	6	1	2008/10/1	
	移動式照明器	山田医療	CS01GV	1	6	1	2008/10/1	
	胃カメラシステム一式	オリンパスメディカルシステムズ (株)	CV-150 他	1	6	0	2008/10/1	今後更新予定
	胃カメラ洗浄機	オリンパス	OER-5	1	8	1	2019/3/28	
	遠心分離器	ナビス	4MT	1	10	1	2008/10/1	
	音叉	アズワン	40000HZ	1	—	0	2008/10/1	
	寒天コンディショナー	ヨシダ	てきおん君 カートリッジ	1	4	1	2008/10/1	
	患者用イス	酒井医療	SC-6002	1	15	0	2008/10/1	
	技工用エンジン	ヨシダ	ラボマスター	1	4	1	2008/10/1	
	技巧用エア	ヨシダ	エアガンII型	1	6	1	2008/10/1	
	技巧用バキューム	ヨシダ	ハンディ-100	1	4	1	2008/10/1	
吸引器 (パワーキャリー) 架台付	ナビス	CPS-2800	1	4	1	2008/10/1		
吸引器一式	新鋭工業	MMC-1400SDX	1	4	1	2008/10/1		
救急用人工蘇生器	ナビス	一般救急用ST	1	4	1	2008/10/1		
血液ガス分析器	アイ・スタット	i-STAT 300F	1	4	0	2008/10/1	今後更新予定	
血液検査装置 (生化学自動分析システム)	富士フィルム	FDC NX700	1	6	1	2022/2/21		
検眼レンズセット	イナミ	MTL-35S	1	—	0	2008/10/1		

第1管理棟等	検眼レンズセット	イナミ	MTL-35S	1	—	0	2008/10/1	
	減速コントラ (PMT Cコントラ)	ヨシダ	PMT Cスタータキット II	2	6	1	2008/10/1	
	現像器	富士フイルムメディカル (株)	フジデンタルプロセッサ-FX1	1	6	1	2008/10/1	
	口腔外サクシオン	東京技研	フリーア-ムフォルテ- S	1	4	1	2008/10/1	
	口腔内撮影用カメラ式	ヨシダ	ピクトリアスタータキット	1	8	1	2008/10/1	
	喉頭鏡セット	ナビス	ウエルチアレン喉頭鏡 60813	1	6	1	2008/10/1	
	高周波治療器	ヨシダ	ベストサージ	1	4	0	2008/10/1	2023/10/23 更新
	根幹培養器 (細菌培養器)	ヨシダ	パイロ	1	4	1	2008/10/1	
	根管長測定器	ヨシダ	ジャスティ-III	1	4	1	2008/10/1	
	三重試験枠	(株) はんだや	HE-87A	2	—	1	2008/10/1	
	三重試験枠	(株) はんだや	HE-87A	2	—	0	2008/10/1	
	酸素補給装置一式	ナビス	キャリ-型酸素吸入器0-341-01	1	4	1	2008/10/1	
	酸素補給装置一式	ナビス	キャリ-型酸素吸入器0-341-01	1	4	1	2008/10/1	
	視力表	イナミ	K-3437AS	1	5	1	2008/10/1	
	視力表	イナミ	K-3437AS	1	5	0	2008/10/1	
	歯科診療台ユニット	ヨシダ	エクシードef- I 型	2	7	1	2008/10/1	今後オーバーホール予定
	エアーコンプレッサー	ヨシダ	SLP15-EBスクロールコンプレッサ-(T・S付)	1	6	0	2008/10/1	
	エアードライヤー	東京技研	TCC-Dual Plus-D	1	4	0	2008/10/1	
	自動排水分離器	東京技研	7L分離器	1	6	0	2008/10/1	
	治療椅子	永島	EMC- II 型	1	7	1	2008/10/1	
	治療用拡大鏡	サージテル	EV200N	1	8	1	2008/10/1	
	耳鏡	ウエルチアレン	不明	1	—	1	2008/10/1	
	小型滅菌器	長田電機	プチクレーブ DA-5	1	4	1	2008/10/1	
	心電図	日本光電	ECG-1350	1	6	0	2008/10/1	今後更新予定
	心電図監視モニター	日本光電	BSM-4103	1	6	0	2008/10/1	今後更新予定
	心電図監視モニター	日本光電	BSM-4103	1	6	0	2008/10/1	今後更新予定
	診察台	パラマウント	KC-265	1	10	0	2008/10/1	
	診察台	パラマウント	KC-265	1	10	0	2008/10/1	
	診療用サクシオン	東京技研	TCS-Dual Plus-A	1	10	1	2008/10/1	
	石膏模型切削機モデルトリマー	ヨシダ	Y-230	1	4	1	2008/10/1	
	双眼顕微鏡	ナビス	MX-42000L	1	8	1	2008/10/1	
	双眼倒像鏡	ナイツ	IO-α (バッテリーパックセット)	1	8	1	2008/10/1	
	双眼倒像鏡	ナイツ	IO-α (バッテリーパックセット)	1	8	0	2008/10/1	
	増速コントラ	ヨシダ	5倍速マイクロモーターハンドピース200MLX	2	6	1	2008/10/1	
	聴力計	リオン	AA77A	1	6	1	2008/10/1	
	超音波診断装置	キャノンメディカルシステムズ	CUS-AFL00/JJ	1	6	1	2022/12/16	
	超音波洗浄器	ヨシダ	ウルトラソニック	1	10	1	2008/10/1	
	点滴装置	TERUMO	TE-331S	1	6	1	2008/10/1	
	電動角座椅子	イナミ	K-1471S	1	5	1	2008/10/1	
	電動角座椅子	イナミ	K-1471S	1	5	0	2008/10/1	
	電動式治療台	永島	SNユニット エクセレンス	1	7	1	2008/10/1	
	電動注射器	日本歯科薬品	アネジェクト電動注射器	1	8	1	2008/10/1	
	倒像レンズ18D	オキュラー	OI-18	1	—	1	2008/10/1	
	倒像レンズ18D	オキュラー	OI-18	1	—	0	2008/10/1	
	倒像鏡	ナイツ	BS- II	1	8	1	2008/10/1	
	倒像鏡	ナイツ	BS- II	1	8	0	2008/10/1	
	尿分析器	アークレイ	PU-4010	1	6	1	2008/10/1	
分包機	TAKAZONO	PM-SL21V	1	6	0	2008/10/1	2023/6/16 更新	
分包機	TAKAZONO	SYL-045J3、FUS-064LJ1	1	6	0	2023/6/16		
無散瞳眼底カメラ	リッツメディカル	TRC-NW400	1	8	1	2019/10/10		
輸液ポンプ	テルモ	TE-161-SA	1	6	1	2008/10/1		
輸液ポンプ	テルモ	TE-161-SA	1	6	1	2008/10/1		
流水式洗浄除菌水生成装置	ティエラ	エルビーノ	1	8	0	2022/7/20		
睫毛セッシ	MEテクニカ	大高氏睫毛鑷子(2-195-1)	2	—	0	2008/10/1		
睫毛セッシ	MEテクニカ	大高氏睫毛鑷子(2-195-1)	2	—	0	2008/10/1		

情報セキュリティの基準について

1 総則

- (1) 民間事業者は、「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針（平成30年3月29日法務省大臣官房長決定）」、法務省情報セキュリティ対策基準（平成30年3月29日最高情報セキュリティ責任者決定）」及び法務省基準に規定された対策内容を実施するために定められた要領（以下これらを「法務省における情報セキュリティポリシー」という。）に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において業務を実施すること。
- (2) 本事業の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国が情報セキュリティ監査の実施を必要とした場合は、その受入れ及び対応を行うこと。
- (3) 法務省における情報セキュリティポリシーは、入札参加資格を確認できた者に対し、開示する。
- (4) 法務省における情報セキュリティポリシーが改定された際は、改定後の規程等に基づき本事業を実施すること。

2 報告及び対応

- (1) 民間事業者は、本事業における情報セキュリティ対策の履行状況について、国から確認を求められた場合には、これを報告すること。
- (2) 民間事業者は、本事業における情報セキュリティ対策の履行状況について、国が改善を求めた場合は、国と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施すること。
- (3) 民間事業者は、契約期間中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちに国に報告の上、民間事業者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施すること。
 - ア 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、国の承認を得た上で実施すること。
 - イ 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、国に提出して承認を得ること。
 - ウ 再発防止策を立案し、国の承認を得た上で実施すること。
 - エ アからウまでのほか、発生した情報セキュリティ侵害について、国の指示に基づく措置を実施すること。
- (4) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認
民間事業者は、情報セキュリティ対策の履行状況について、国に確認を求められた場合には、次のとおり対応すること。
 - ア 本書において求める情報セキュリティ対策全般の実績に係る報告

イ 機密保持に係る措置の履行状況の報告

ウ 民間事業者における情報処理（情報システム管理業務及びその他の業務で構築・使用する一切の情報システムに関する情報処理を指す。）の実施場所及び実施状況の視察の受入れ

(5) 民間事業者は、本事業において独自の情報システムを整備する場合は、当該システムに使用している機器・ソフトウェアについて公表されているぜい弱性情報を漏れなく把握し、国に報告すること。

また、報告されたぜい弱性について、その対応の要否・影響等を国と協議し、ぜい弱性への対応策を実施し、その結果について報告すること。

なお、ぜい弱性への対応を行わない場合については、その理由、代替措置及び影響について報告し、承認を得ること。

3 その他

(1) 電子メールで情報のやり取りを行う場合は、国が指定するセキュリティ基準に従いパスワード等で保護して送信すること。

(2) 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和5年3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）」、「同解説書（令和5年3月31日デジタル庁）」及び「同実践ガイドブック（令和5年3月31日デジタル庁）」並びに「政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン（令和4年6月30日デジタル庁）及び「政府情報システムにおけるセキュリティリスク分析ガイドライン～ベースラインと事業被害の組み合わせアプローチ～（令和5年3月31日デジタル庁）」を遵守すること。

また、クラウドサービスを利用する際は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針（令和5年9月29日デジタル社会推進会議幹事会決定）」を遵守すること。

なお、これらが改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

総合警備システム整備方針

1 全体概要

(1) 目的

総合警備システムについて、適切に更新し、施設の保安警備力を強化するためのシステムを構築する。

(2) 更新基準

法定耐用年数を経過しており、かつ経年劣化している機器を更新の対象とする。

(3) 内容

総合警備システムは、外堀・職業訓練棟・収容棟廊下・居室内等に設置された監視用カメラ、フェンスセンサー及び巡警巡回システムにより、被収容者による逃走、自殺等の不審な行動を監視・記録することで施設の保安警備力を強化するためのシステムである。

また、必要に応じてバイタル生体情報装置（以下「バイタルセンサー」という。）を設置し、映像、音声、バイタル情報等を中央監視室及び収容棟監視卓で集中管理した上で停電などの一般の給電が断たれた場合でも、全て又は一部のカメラやストレージが途切れることなく稼働するシステムとする。

(4) 機能

ア 原則として、ネットワーク幹線は光ケーブルとし、機器の接続はLANケーブルによるPoE給電を用いるなどしてシステムのデジタル化と省線化の構築をすること。

なお、必要に応じて、無線LAN環境を構築することは差し支えない。

イ 全ての映像については、14日（男性職員が女子被収容者の処遇を行う刑事施設の女子収容棟廊下監視用テレビカメラは60日）間以上保存可能なストレージを備えること。

ウ 映像については、高速検索が可能であり、かつ他の記録媒体等に保存できるシステムとし、必要に応じて、マスキング機能を有するシステムとすること。

エ 各種監視用カメラは、ネットワークカメラ（以下「IPカメラ」という。）とする。

なお、リアルタイム映像を伝送することとし、マルチストリーミング等により、複数の端末で再生可能なシステムを構築すること。

オ 保護室、静穏室、観察室、カメラ付き居室及び前述の女子収容棟廊下は、中央監視室及び収容棟監視卓において常時検聴できるシステムとする。

カ マルチベンダ対応のシステムを構築し、将来の高速通信に対応可能な設計とすること。

キ 必要に応じて、各種機器操作や文字起こし等に音声認識ソフトを導入することは差し支えない。

ク AIカメラ及びAIソフトウェアを利用した画像解析システムを活用することは差し支えない。

ケ PHS等の職員が携帯可能な内線通信システムによる中央監視室への非常通報を可能とする。

2 各種システム概要

(1) 外堀（屋外）監視用カメラ

ア 目的

外堀内外の監視、釈放者等の出迎え、デモ警備等施設内外の監視体制を強化することを目的とする。

イ 基準

(ア) インテリジェント機能等の付加価値を有するIPカメラとする。

(イ) インテリジェント機能は、動体検知、侵入検知、通過検知、行動予測機能、自動追尾機能、ゆ越検知機能、カメラ映像内に仮想のエリア・ラインを設定することで対象物を検知する機能等のあらかじめ異常として設定した状況が発生した場合や指定された場面でカメラ等が自動的に検知する機能とする。

(ウ) インテリジェント機能が異常を検知した場合は、一次警報としてモニタ上にポップアップ表示等のアラートを行い、二段階検知を構築する場合は、二次警報を非常発報とすること（ただし、一次警報と二次警報を同時に検知した場合は、非常発報とする。）。

(エ) 死角が発生しないように設置又は死角が発生させない広角カメラ等を導入すること。

(オ) 必要に応じて、高感度カメラを導入すること。

(カ) 落雷による対策を施すこと。

(キ) PTZ（パン・チルト・ズーム）機能を有すること。

(ク) フェンスセンサーが発報した場合は、連動して発報箇所を撮影することとするが、インテリジェント機能が発報原因を特定した場合は、追跡機能を優先する仕様にする。

(ケ) フェンスセンサーが発報した場合に、原因の特定及び追跡等のため、IPカメラが他のIPカメラと自動で連動する仕様にすることは差し支えない。

(2) 職業訓練棟監視用カメラ

ア 目的

訓練室の監視体制を強化することを目的とする。

イ 基準

(ア) IPカメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) 設置場所及び員数は、全訓練室において死角が発生しないように、監視用カメラの性能を踏まえ、適切な場合に必要な台数を全体が広く監視できる箇所に設置すること。

(ウ) PTZ（パン・チルト・ズーム）機能を有すること。

(エ) インテリジェント機能が異常検知した場合は、一次警報としてモニタ上にポップアップ表示等のアラートを行うこと。

(オ) 必要に応じて、担当職員にウェアラブル端末を携行させることは差し支えない。

(3) 収容棟廊下監視用カメラ

ア 目的

被収容者の行動の監視体制を強化するとともに、職員の適正な職務執行を担保することを目的とする。

イ 基準

(ア) IPカメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

ただし、巡警巡回システムと統合する場合は、インテリジェント機能は必須とし、職員を認識することで巡回時間及び経路等を記録し、出力するシステムを構築すること。

(イ) 設置場所及び員数は、死角が発生しないように、監視用カメラの性能を踏まえ、適切な場合に必要な台数を整備すること。

(ウ) 収容棟廊下及び階段全てに整備すること。

(エ) 新たなICT機器を容易に導入することが可能なデジタルインフラを構築すること。

(4) 女子収容棟廊下監視カメラ等

ア 目的

女子被収容者との無用のトラブルを防止することを目的とする。

イ 基準

(ア) IPカメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) 死角が発生しないよう必要な箇所に設置又は死角を発生させない広角カメラ等を導入すること。

(ウ) 入退室履歴を作成すること。

(エ) 常時検聴可能なシステムを構築すること。

(5) 居室（保護室・静穏室・観察室・カメラ付き居室）監視用カメラ等

ア 目的

各居室内の監視体制を強化することを目的とする。

イ 基準

(ア) IPカメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) 保護室・静穏室・観察室・カメラ付き居室全てに設置すること。

なお、任意に選択した居室に指示放送を行えるようにすること。

ウ バイタルセンサーの設置

(ア) 保護室、静穏室若しくは観察室又はその他の居室における被収容者の体調管理を強化するため、必要に応じて、バイタルセンサーを設置することは差し支えない。

(イ) 保護室、静穏室又は観察室に設置する場合は、非接触型のバイタル生体情報装置を設置すること。

(ウ) その他の居室については、接触型のバイタルセンサーを設置しても差し支えない。

(エ) バイタルセンサーは、心拍数、呼吸数、体動等をモニタリングすることで、生体情報を検知する装置とすること。

(オ) バイタルセンサーが、特定の数値を下回った情報を検知した場合は、被収容者の居室や番号等をモニタにポップアップ表示等しアラートするシステムを構築すること。

なお、居室監視用カメラが設置されている場合は、映像が中央監視室モニタや担当台に備え付けているモニタ等にポップアップ表示等しアラートするシステムとすること。

(6) 新入調室、処遇部門及び収容棟調室並びに第1管理棟2階面接室の監視用カメラ

ア 目的

新入調室、処遇部門及び収容棟調室並びに第1管理棟2階面接室の監視体制を強化し、職員の適正な職務執行を担保することを目的とする。

イ 基準

(ア) 必要に応じて、IPカメラを設置すること。インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) 可搬式のIPカメラを設置し、有線・無線LANでリアルタイム監視を行うことは、差し支えない。

(7) 運動場監視用カメラ

ア 目的

戸外・戸内運動場（グラウンド及び体育館等）の監視体制を強化することを目的とする。

イ 基準

(ア) IPカメラとする。必要に応じて、インテリジェント機能等の付加価値を有することは差し支えない。

(イ) インテリジェント機能は、外堀（屋外）監視用カメラに準ずる。

(ウ) 設置場所及び台数は、死角が発生しないように、監視用カメラの性能（広角カメラか否か等）を踏まえ、適切な場合に必要な台数を設置すること。

(エ) 戸外は落雷による対策を施すこと。

(オ) PTZ（パン・チルト・ズーム）機能を有すること。

(8) フェンスセンサー

ア 目的

刑事施設の最終セキュリティラインとして、被収容者のゆ越及び外部侵入者を早期に発見することを目的とする。

イ 基準

(ア) 赤外線や振動センサー等を活用し、異常検知後の復旧作業が容易な構造とすること。ただし、できる限り天候等による誤作動の少ないセンサーとすること。

(イ) 複数箇所での異常を同時に又は連続して検知できること。

(ウ) 外堀（屋外）監視用カメラと連動すること。

(9) 巡警巡回システム

ア 目的

職員の巡回時間及び巡回経路を疎明し、適正な職務執行を担保することを目的とする。

イ 基準

- (ア) 押しボタン式又はI Pカメラ・各種センサーの導入により巡警巡回システムを構築すること。
- (イ) 巡警巡回システムは、規定の時間を超過して巡回した場合には、容易にアウトプットできるシステムを構築すること。
- (ウ) 記録データは30日以上保存できること。

(10) セルコールシステム

ア 目的

被収容者による呼出しを迅速かつ効率的に把握することを目的とする。

イ 基準

- (ア) 被収容者による各居室での呼出し状況について、当該被収容者のいる収容棟の各階及び処遇部門事務室内において確認できること。
- (イ) 上記に加えて、P H S等の職員が携帯可能な内線通信システムで職員が随時呼出しを確認できること。
- (ウ) 録音機能を備えること。

(11) その他

総合警備システムを廃棄する場合は、所定の手続を執って廃棄し、特に重要物品の廃棄には留意すること。

セルコールシステム及びP H S等の職員が携帯可能な内線通信システムについては、要求水準等で示す性能を満たす限りにおいて、必ずしも更新整備を要しない。

本紙において示す整備方針は最低基準であり、位置情報把握システムなど島根あさひ社会復帰促進センター独自の警備機器と連動させる等し、開放的な処遇と保安警備力の強化を両立したシステムを構築すること。

新開団地での農作業実施に係る留意点

1 新開団地

- (1) 新開団地は旧農地保有合理化法人として浜田市が保有している農地であり、農業生産活動を行う農地として、法令（農地法及び農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。））に基づき、浜田市から貸し出されます。
- (2) 農地の貸出先と開発者は同一である必要があります。
- (3) 「浜田市有農用地等貸付事業実施要綱」（以下「浜田市実施要綱」という。）を遵守していただく必要があります。

2 具体的要件等

詳細については、農地法、基盤強化法及び浜田市実施要綱（入札参加資格審査を通過した者に配布）を確認してください。

- (1) 農地法又は基盤強化法で定められているもの
 - ア 基本的な要件
 - (ア) 農地の全てを効率的に使用すること
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
 - (イ) 周辺の農地利用に支障がないこと
 - イ 一般法人への貸付に関する主な要件等
 - (ア) 貸借契約に解除条件が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
 - (イ) 地域における適切な役割分担の下に農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
 - (ウ) 業務執行役員等が一人以上農業に常時従事すること
農業の内容：農作業に限らず、マーケティング等農業経営や企画に関するものであっても可
- (2) 浜田市実施要綱で定められているもの
 - ア 貸付を受けることができる者の資格
 - イ 貸付料金
 - ウ 農業経営改善計画書（経営計画）の提出義務
 - エ 貸付条件
 - オ 行為の制限（経営計画の変更、開発計画の変更等は市長の許可が必要）
 - カ 権利譲渡等の禁止（貸付決定者は、農業経営を市長の許可を受けずに他人又は他の法人に委託してはならない）
 - キ 原状回復の義務
- (3) その他（浜田市が貸付時の条件として付すもの）
 - ア 農地法、基盤強化法及び浜田市実施要綱を遵守すること
 - イ 第三者への権利の譲渡を固く禁じるとともに、第三者が既得権を得ることがないこと
 - ウ 第三者による構築物の建設等による不法占拠を行わないこと
 - エ 公の模範となるよう心掛けるとともに、刑務作業によって生産された農作物によって地元生産者に悪影響を及ぼしてはならないこと
 - オ 農用地の適切な管理を行うとともに、共同利用施設の管理に最善の注意を払うこと